

○ 鹿児島県における環境行政

1 環境行政機構等の変遷

| | |
|-------------|---|
| 昭44. 7. 21 | 衛生部環境衛生課に公害係新設 |
| 昭45. 7. 1 | 衛生部に公害対策室（企画調整係，調査指導係）新設 |
| 昭46. 7. 19 | 公害対策室を公害課（企画調査係，大気保全係，水質保全係）に改組 衛生研究所を公害衛生研究所に改組し，公害研究部（大気課，水質課）を新設 水産商工部観光物産課に自然保護係を新設 |
| 昭46. 12. 25 | 公害課に調査係を新設 |
| 昭47. 4. 1 | 衛生部に環境保全課（自然保護係，環境整備係，鳥獣保護係）を新設 公害課に公害保健係を新設 |
| 昭49. 4. 1 | 衛生部に環境局を設置（公害対策課，公害規制課，環境保全課で構成） |
| 昭50. 7. 21 | 公害対策課に審査係を新設 |
| 昭52. 7. 25 | 環境保全課を環境整備係，水道係，自然保護第一係，自然保護第二係に改組（狩猟行政は林務部へ移管） |
| 昭56. 7. 1 | 川内環境監視センターを新設 |
| 昭57. 5. 1 | 公害対策課と環境保全課を環境管理課（企画調整係，審査係，公害保健係，自然保護第一係，自然保護第二係，環境水道係）に改組 公害規制課に計画係を新設 原子力安全対策室を新設 環境センター（管理部，大気部，水質部，放射線部）を新設 |
| 昭59. 5. 1 | 環境管理課の自然保護第一係と自然保護第二係を再編し，自然保護係に改組 環境管理課に環境管理監を配置 |
| 昭61. 4. 1 | 保健環境部（環境局と衛生部との統合・再編）の設置 環境審議監を配置 原子力安全対策室を公害規制課の課内室とし，新たに原子力安全対策監を配置 環境管理課の企画調整係，審査係及び公害保健係を再編し，公害保健係と環境影響審査係に改組 公害規制課の計画係を環境計画係に変更 環境センターの管理部を庶務部と情報管理部に再編し，5部制とする |
| 平元. 4. 1 | 環境管理課に参事（廃棄物担当）の配置 原子力安全対策室長（専任）の配置 |
| 平 3. 4. 1 | 環境管理課を環境政策課に，公害規制課を環境保全課に再編 環境政策課内に廃棄物対策室を設置 |
| 平 5. 4. 1 | 環境政策課廃棄物対策室を再編し，一般廃棄物係と産業廃棄物係に改組 |
| 平 7. 4. 1 | 環境政策課に屋久島環境文化村中核施設開館準備班を設置 |
| 平 8. 4. 1 | 環境生活部（保健環境部と県民福祉部との統合・再編）の設置 環境政策課に環境計画推進係を設置 環境政策課にあった自然保護係を環境保護課（自然保護係・自然公園係・野生生物係）に改組 環境保全課を環境管理課へ，廃棄物対策室を環境整備室へ改称 |
| 平 9. 4. 1 | 環境整備室を環境整備課に改組 環境担当の環境生活部次長の配置 |
| 平11. 4. 1 | 環境保護課に世界自然遺産会議開催準備班を設置 |
| 平12. 4. 1 | 環境センターと衛生研究所を統合し，環境保健センターに改組 （庶務部，環境保健部，微生物部，食品薬事部，大気部，水質部，放射線部）体制へ |

| | |
|------------|--|
| 平13. 4. 1 | 環境保護課に全国野鳥保護のつどい開催準備班を設置 環境政策課に環境対策専門員，環境整備課に環境整備専門員の配置 |
| 平14. 4. 1 | 環境管理課に環境管理専門員の配置 |
| 平15. 4. 1 | 環境整備課に監視指導班を設置 |
| 平15. 4. 22 | 県環境学習中核施設「生命と環境の学習館」開設 |
| 平16. 4. 1 | 環境整備課に管理型処分場整備班を設置 |
| 平17. 4. 1 | 原子力安全対策室が環境生活部から危機管理局へ移管 環境計画推進係を地球環境係へ改称 |
| 平18. 4. 1 | 環境整備課を廃棄物・リサイクル対策課へ改称し，リサイクル推進係を新設 川内環境監視センターと環境保健センター放射線部を統合して環境放射線監視センターに改称し，環境生活部から危機管理局へ移管 |
| 平19. 6. 1 | 廃棄物・リサイクル対策課の管理型処分場整備班を管理型処分場整備推進班に改称し，薩摩川内市駐在とする。 |
| 平21. 4. 1 | 環境部の設置 環境企画課，地球温暖化対策課，廃棄物・リサイクル対策課，自然保護課，環境保全課を設置 廃棄物・リサイクル対策課の管理型処分場整備推進班の薩摩川内市駐在を廃止して，課内に設置し，薩摩川内市に管理型処分場建設推進センターを設置 |
| 平22. 4. 1 | 環境林務部（環境部と林務水産部との統合・再編）の設置 環境企画課と林務水産課（林務部門）を環境林務課へ改組，地球温暖化対策課に森林吸収源対策係を新設，管理型処分場建設推進センターの廃止 |
| 平23. 4. 1 | 狩猟行政を森林整備課から自然保護課へ移管 |
| 平24. 4. 1 | 原子力安全対策室を原子力安全対策課へ改組 |
| 平25. 4. 1 | 企画部にエネルギー政策課を設置 新エネルギー等の開発利用促進業務を地球温暖化対策課からエネルギー政策課へ移管 |
| 平27. 4. 1 | 自然保護課に奄美世界自然遺産登録推進班を設置 奄美世界自然遺産総括監の設置 |
| 平29. 4. 1 | 自然保護課に奄美世界自然遺産登録推進室を設置 |
| 平31. 4. 1 | 地球温暖化対策課を再編し，環境林務課に地球温暖化対策室を設置 地球温暖化対策総括監の設置 森林吸収源対策行政を森林経営課及び森づくり推進課へ移管 |
| 令 4. 4. 1 | 奄美世界自然遺産登録推進室を奄美世界自然遺産室へ改組 商工労働水産部にエネルギー対策課を設置 原子力発電関係を含む電源立地地域等対策の事務以外の事務をエネルギー政策課からエネルギー対策課へ移管 |

2 主な環境施策

| 年度 | 月日 | 国の施策 | 月日 | 県の施策 |
|-----|---|---|--|---|
| 昭42 | 8. 3 | ○「公害対策基本法」公布 | | |
| 昭43 | 6. 10 | ○「大気汚染防止法」公布 | | |
| | 6. 10 | ○「騒音規制法」公布 | | |
| 昭44 | 12. 15 | ○「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」公布 | 4. 1 12. 1 1. 21 | ○「鹿児島県公害対策審議会条例」公布 ○「鹿児島県工業振興資金要綱」及び「鹿児島県公害防止施設資金利子補助金交付要綱」告示 ○「鹿児島県公害被害者認定審査会条例」公布 |
| 昭45 | 5. 26 6. 1 12. 25 12. 25 12. 25 12. 25 12. 28 2. 2 | ○「公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」公布 ○「公害紛争処理法」公布 ○「水質汚濁防止法」公布 ○「公害防止事業費事業者負担法」公布 ○「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」公布 ○「農用地の土壌の汚染防止に関する法律」公布 ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布 ○「水質汚濁に係る環境基準」告示 ○「ラムサール条約」採択 | 7. 1 10. 1 10. 29 | ○「鹿児島県公害防止条例」公布 ○「鹿児島県公害紛争処理条例」公布 ○「鹿児島県公害紛争処理条例施行規則」公布 |
| 昭46 | 6. 1 7. 1 | ○「悪臭防止法」公布 ○環境庁発足 | 8. 23 10. 15 10. 15 3. 17 | ○「鹿児島県環境保全施設整備資金融資要綱」及び「鹿児島県公害防止施設資金利子補助金交付要綱」告示（旧要綱は廃止） ○「鹿児島県公害防止条例」公布（旧条例廃止） ○「鹿児島県水質審議会条例」公布 ○「鹿児島県公害防止条例施行規則」公布 |
| 昭47 | 6. 3 6. 5 6. 22 11. 16 | ○「公害等調整委員会設置法」公布 ○「国連人間環境会議（ストックホルム）」開催 ○「人間環境宣言」採択 ○「自然環境保全法」公布 ○「世界遺産条約」採択 | 6. 19 11. 1 3. 30 3. 30 3. 30 | ○「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示 ○「いおう酸化物に係る環境上の基準の設定」告示 ○「鹿児島県自然環境保全条例」公布 ○「鹿児島県自然環境保全審議会条例」公布 ○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」公布 |
| 昭48 | 10. 5 10. 16 11. 6 12. 27 3. 3 | ○「公害健康被害の補償等に関する法律」公布 ○「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」公布 ○「自然環境保全基本方針」閣議決定 ○「航空機騒音に係る環境基準」告示 ○「ワシントン条約」採択 | 3. 27 | ○「鹿児島県自然環境保全条例施行規則」公布 |
| 昭49 | | | 4. 15 10. 11 | ○「鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定」告示 ○「鹿児島県公害健康被害認定審査会条例」公布 |
| 昭50 | | | 4. 16 10. 6 | ○「川内地区環境大気保全措置実施要綱」告示 ○「鹿児島県自然環境保全基本方針」告示 |
| 昭51 | 6. 10 | ○「振動規制法」公布 | | |
| 昭53 | 11. 15 | ○「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」公布 | | |
| 昭54 | | | 5. 24 | ○「鹿児島湾水質環境管理計画」（鹿児島湾ブルー計画）策定 |
| 昭55 | 5. 1 | ○「幹線道路の沿道の整備に関する法律」公布 | 5. 19 8. 25 | ○「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則」全部改正 ○「地域水質環境管理計画推進本部」設置 |
| 昭57 | | | 3月 | ○「池田湖水質環境管理計画」策定 |
| 昭58 | 5. 18 | ○「浄化槽法」公布 | 11. 28 | ○「航空機騒音に係る環境基準の規制地域の類型」指定 |
| 昭59 | 7. 27 8. 28 | ○「湖沼水質保全特別措置法」公布 ○「環境影響評価の実施について」閣議決定 | 7. 3 | ○「鹿児島湾のリンに係る汚濁負荷量削減指針」策定 |
| 昭60 | 3. 22 | ○「オゾン層の保護のためのウィーン条約」採択 | 9. 30 10. 11 3. 26 3. 26 3. 26 | ○「浄化槽工事業者登録簿閲覧要綱」告示 ○「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例」公布 ○「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則」公布 ○「浄化槽法施行細則」公布 ○「新・鹿児島湾ブルー計画」策定 |
| 昭62 | | | 3. 28 3. 30 | ○「鹿児島県ウミガメ保護条例」公布 ○「鹿児島県環境保全施設資金利子補助金交付要綱」告示（旧要綱は廃止） |
| 昭63 | 5. 20 9. 30 3. 22 | ○「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布 ○「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」受諾 ○「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」採択 | 5. 20 | ○「鹿児島県ウミガメ保護条例施行規則」公布 |

| 年度 | 月日 | 国の施策 | 月日 | 県の施策 |
|-----|--|---|---|--|
| 平元 | 5.12 | ○「地球環境保全に関する関係閣僚会議を設置 | | |
| 平2 | 8.23 10.23 | ○「土壌の汚染に係る環境基準」告示 ○「地球温暖化防止行動計画」策定 | | |
| 平3 | 4.26 | ○「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」公布 | 12.3 4.1 8月 | ○「鹿児島県環境影響評価要綱」告示 ○「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」告示 ○「第2期池田湖水質環境管理計画」策定 |
| 平4 | 5.9 5.22 6.3 6.5 12.11 | ○「気候変動に関する国際連合枠組条約」採択 ○「生物多様性条約」採択 ○「地球サミット（リオデジャネイロ）」開催 ○「アジェンダ21」採択 ○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」公布 ○「希少野生動植物種保存基本方針」告示 | 6.3 11.27 3.26 | ○「鹿児島県クリーン・リサイクル推進対策要綱」策定 ○「屋久島環境文化村構想」のマスタープラン公表 ○鹿児島湾奥部流域を「生活排水対策重点地域」に指定 |
| 平5 | 11.19 12.24 | ○「環境基本法」の公布施行 ○「アジェンダ21行動計画」策定 | | |
| 平6 | 12.16 | ○「環境基本計画」閣議決定 | 7.13 3.27 | ○「鹿児島県環境審議会条例」公布 ○「第3期鹿児島湾ブルー計画」策定 |
| 平7 | 6.13 6.16 10.31 | ○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」を閣議決定 ○「容器包装リサイクル法」公布 ○「生物多様性国家戦略」策定 | 11.28 1.22 3.29 | ○「鹿児島県フロン対策推進協議会」発足 ○「水俣病総合対策医療事業実施要綱」告示 ○「悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 |
| 平8 | | | 12.25 3月 | ○「鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「第8次鳥獣保護事業計画」策定 |
| 平9 | 4.18 6.13 6.23 12.1 12.19 | ○「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」公布 ○「環境影響評価法」公布 ○「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」施行 ○「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催（京都市） ○「地球温暖化対策推進本部」を設置 | 3.31 | ○「鹿児島県環境基本計画」策定 |
| 平10 | 5月 6.19 9.30 10.9 | ○「環境ホルモン戦略計画SPEED 98」策定 ○「地球温暖化対策推進大綱」策定 ○「騒音に係る環境基準の改正」告示 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 | 12.21 3.23 3.26 3.29 3.31 3.31 | ○「県庁環境保全率先実行計画」策定 ○「騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「鹿児島県環境基本条例」公布 ○「鹿児島県産業廃棄物処理計画」策定 ○「鹿児島県地球環境保全行動計画」策定 ○「鹿児島県ごみ処理広域化計画」策定 |
| 平11 | 4.8 4.9 6.12 7.13 7.16 1.15 3.2 3.30 | ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」全面施行 ○「地球温暖化対策に関する基本方針」閣議決定 ○「環境影響評価法」施行 ○「化学物質排出把握管理促進法」公布 ○「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 ○「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 ○「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の全面改正」公布 ○「化学物質排出把握管理促進法」施行 | 4.1 6.11 2.10 3.24 3.24 3.24 3.28 3.31 3.31 | ○「鹿児島県環境基本条例」施行 ○「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「第2期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○自動車騒音要請限度の区域区分の設定 ○「新幹線鉄道騒音に係る環境基準に規定する地域の類型を当てはめる地域の指定」告示 ○「鹿児島県環境影響評価条例」公布 ○「鹿児島県環境影響評価条例施行規則」公布 ○「鹿児島県環境影響評価技術指針」告示 |
| 平12 | 4.1 5.31 5.31 6.2 6.2 6.7 12.22 1.6 | ○「容器包装リサイクル法」完全施行 ○「グリーン購入法」公布 ○「建設リサイクル法」公布 ○「循環型社会形成推進基本法」公布・施行 ○「廃棄物処理法」改正 ○「資源有効利用促進法」公布 ○「新環境基本計画」を閣議決定 ○環境省発足 | 5.18 ～5.21 6.16 10.1 1.29 3.29 3月 | ○世界自然遺産会議開催 ○「騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「鹿児島県環境影響評価条例」全面施行 ○県新長期計画決定 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画策定（「県庁環境保全率先実行計画」策定） ○「第3期池田湖水質環境管理計画」策定 |
| 平13 | 4.1 4.1 4.1 4.1 4.25 5.1 6.22 12.21 3.19 3.27 | ○「廃棄物処理法」全面施行 ○「家電リサイクル法」完全施行 ○「グリーン購入法」全面施行 ○「資源有効利用促進法」施行 ○「食品リサイクル法」公布 ○「食品リサイクル法」施行 ○「フロン回収・破壊法」公布 ○「フロン回収・破壊法」一部施行 ○新しい「地球温暖化対策推進大綱」策定 ○「新・生物多様性国家戦略」策定 | 11月～ 3.8 3.29 | ○「県地球にやさしい県民運動」の展開 ○「第9次鳥獣保護事業計画」策定 ○「鹿児島県産業廃棄物処理計画」策定 |
| 平14 | 5.29 6.4 6.7 6.14 7.12 7.12 | ○「土壌汚染対策法」公布 ○京都議定書締結を閣議決定、国連本部に受託書を寄託 ○「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」公布 ○「エネルギー政策基本法」公布・施行 ○「鳥獣保護法」公布 ○「自動車リサイクル法」公布 | 5.12 6.1 6.3 7.26 | ○「第56回全国野鳥保護のつどい」開催 ○鹿児島県環境審議会に鹿児島県自然環境保全審議会を統合 ○「平成14年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成 ○「第3期鹿児島県分別収集促進計画」策定 |

| 年度 | 月日 | 国の施策 | 月日 | 県の施策 |
|-----|--|--|--|--|
| 平14 | 11.29 11.29 1.1 2.15 3.14 | ○「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」公布・施行 ○「自然再生推進法」公布 ○「自然再生推進法」施行 ○「土壌汚染対策法」施行 ○「循環型社会形成推進基本計画」策定 | 3.25 | ○「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」公布 |
| 平15 | 4.1 4.16 5.26 7.25 10.7 10.10 | ○「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」施行 ○「鳥獣保護法」施行 ○「世界自然遺産候補地に関する検討会」において奄美群島を含む琉球諸島が候補地に選定 ○「環境保全活動・環境教育推進法」公布 ○「エネルギー基本計画」閣議決定 ○「廃棄物処理施設整備計画」告示 | 4.1 4.15 4.22 9.16 9.18 12.19 12.24 1.26 3.2 3.30 3.30 | ○「平成15年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成 ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」公布 ○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」開館 ○「奄美群島自然共生プラン」策定 ○「第9次鳥獣保護事業変更計画」策定 ○「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則」公布 ○指定希少野生動植物（案）41種の告示 ○「鹿児島県公害行政推進要綱及び同要領」の廃止 ○指定希少野生動植物29種の指定告示 ○「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」公布 ○鹿児島県環境基本計画の改定 |
| 平16 | 6.2 6.2 1.1 2.16 | ○「特定外来生物法」公布 ○「環境配慮促進法」公布 ○「自動車リサイクル法」完全施行 ○「京都議定書」発効 | 4.1 4.23 3.17 3.29 3.31 3.31 3.31 3.31 | ○「平成16年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成 ○指定希少野生動植物12種の指定告示 ○「第4期鹿児島湾ブルー計画」策定 ○「鹿児島県産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金条例」公布 ○「鹿児島県環境学習推進基本方針」策定 ○「鹿児島県地球温暖化対策推進計画」策定 ○「県庁環境保全率先実行計画（第2期）」策定 ○「平成17年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成 |
| 平17 | 4.28 3.30 | ○「京都議定書目標達成計画」閣議決定 ○「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画決定 | 11.8 11.9 3.24 3.29 3.30 | ○ラムサール条約登録（薩摩川内市「蘭牟田池」上屋久町「屋久島永田浜」） ○「第4期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○ISO14001認証取得（鹿児島県庁本庁） ○「平成18年度鹿児島県環境物品等調達方針」作成 ○「鹿児島県廃棄物処理計画」策定 |
| 平18 | 4.7 5.1 3.9 | ○「第三次環境基本計画」閣議決定 ○水俣病公式確認50年事業慰霊式 ○「エネルギー基本計画」第二次計画閣議決定 | 6.13 9.19 9.19 10.17 10.20 10.20 3.9 3.9 3.19 3.30 | ○「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開 ○「騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定」告示 ○指定希少野生動植物1種の告示 ○「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「騒音規制法及び振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「悪臭規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」告示 ○第10次鳥獣保護事業計画策定 ○「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正」告示 |
| 平19 | 6.1 6.22 6.27 10.1 3.28 | ○「21世紀環境立国戦略」閣議決定 ○公害紛争処理法施行令の一部改正公布 ○エコツアー推進法公布 ○「フロン回収・破壊法」改正施行 ○「改定京都議定書目標達成計画」閣議決定 | 5.15 7.31 3.28 3.31 | ○県地球温暖化対策推進本部設置 ○「第5期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正」告示 ○「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 |
| 平20 | 4.1 5.30 6.6 6.13 7.29 11.21 | ○「エコツアー推進法」施行 ○改正「エネルギーの使用の合理化に関する法律」公布 ○生物多様性基本法公布・施行 ○「エコツアー推進基本方針」閣議決定 ○改正「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 ○「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 ○改正「化学物質排出把握管理促進法」公布 | 9.8 11.21 | ○産業廃棄物管理型最終処分場の整備地決定 ○鹿児島県地球温暖化対策懇話会設置 |

| 年度 | 月日 | 国の施策 | 月日 | 県の施策 |
|-----|--|--|--------------------------------------|--|
| 平21 | 4.24 5.20 6.3 7.8 7.15 8.28 | ○「土壌汚染対策法」の一部改正公布 ○「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の一部改正公布 ○「自然公園法及び自然環境保全法」の一部改正公布 ○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」公布 ○「海岸漂着物処理推進法」公布・施行 ○「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」施行 ○「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」公布・施行 ○「生物多様性国家戦略2010」閣議決定 | 12.15 3.26 3.30 | ○「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設置」告示 ○「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」公布 ○「鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則」公布 |
| 平22 | 4.1 5.10 6.18 10.18 3.8 | ○「土壌汚染対策法」の一部改正施行 ○「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」の一部改正公布 ○「エネルギー基本計画」第三次計画閣議決定 ○「生物多様性条約第10回締約国会議」開催（名古屋中） ○「水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」閣議決定 | 4.1 9.30 3.31 | ○「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」策定 ○「第6期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「鹿児島県環境基本計画」改定 ○「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」策定 ○「県庁環境保全率先実行計画（第3期）」策定 ○「鹿児島県新エネルギー導入ビジョン」改定 ○「鹿児島県廃棄物処理計画」改定 ○「第4期池田湖水質環境管理計画」策定 |
| 平23 | 4.27 6.15 8.30 | ○「環境影響評価法」の一部改正施行 ○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（改正法）公布 ○「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」公布 | 3.28 3.30 3.30 3.30 3.30 | ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」策定 ○「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設置」告示 ○「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「騒音に係る環境基準の類型指定」告示 |
| 平24 | 4.27 6.1 6.27 7.1 8.10 10.1 1.25 | ○「第四次環境基本計画」閣議決定 ○「水質汚濁防止法」の一部改正施行 ○「環境基本法」一部改正 ○「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」施行 ○「小型家電リサイクル法」公布 ○「環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律」完全施行 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正施行 | 3.29 3.29 3.30 | ○「鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定」告示 ○「鹿屋飛行場周辺及び鹿児島空港周辺の航空機騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「第11次鳥獣保護管理事業計画」策定 |
| 平25 | 4.1 6.21 6.12 10.10 | ○「小型家電リサイクル法」施行 ○「大気汚染防止法」の一部改正公布 ○「フロン排出抑制法」公布 ○「水銀に関する水俣条約」採択 | 8.30 3.28 3.31 | ○「第7期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設置」告示 ○「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準等の設定」告示 ○「騒音に係る環境基準の類型指定」告示 ○「生物多様性鹿児島県戦略」策定 |
| 平26 | 4.11 5.30 6.1 3.26 | ○「エネルギー基本計画」第四次計画 閣議決定 ○改正鳥獣保護法（「鳥獣保護管理法」）公布 ○「大気汚染防止法」の一部改正施行 ○「外来種被害防止行動計画」策定 | 4.14 1月 3.26 | ○「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン」策定 ○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「エコパークかごしま」開業 ○「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」改定 |
| 平27 | 4.1 6.19 7.17 11.27 12.13 | ○「フロン排出抑制法」施行 ○「地域自然遺産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」施行 ○「大気汚染防止法」一部改正公布 ○「日本の約束草案」（2020年以降の我が国の温室効果ガス削減目標）閣議決定 ○「気候変動の影響への適応計画」閣議決定 ○COP21で「パリ協定」採択 | 12.18 3.16 3.25 3.31 | ○「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」（Q&A）改定 ○「鹿児島県廃棄物処理計画」改定 ○「鹿児島県環境教育等行動計画」策定 ○「奄美群島持続的観光マスタープラン」策定 |
| 平28 | 5.13 11.4 11.8 2.1 3.7 | ○「地球温暖化対策計画」閣議決定 ○「パリ協定」発効 ○日本が「パリ協定」に批准 ○「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」について世界遺産登録推薦書をユネスコに提出 ○奄美群島国立公園指定 | 9.27 3.31 3.31 | ○「第8期鹿児島県分別収集促進計画」策定 ○「第12次鳥獣保護管理事業計画」策定 ○「第2種特定鳥獣管理計画」策定 |

| 年度 | 月日 | 国の施策 | 月日 | 県の施策 |
|-----|-------|---|-------|---|
| 平29 | | | 7.19 | ○「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」改定 |
| | | | 3.16 | ○「鹿児島県災害廃棄物処理計画」策定 |
| | | | 3.20 | ○「再生可能エネルギー導入ビジョン2018～エネルギーパークかごしまの創造～」策定 |
| | | | | ○「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」改定 |
| | | | 3.30 | |
| 平30 | 4.17 | ○「第五次環境基本計画」閣議決定 | 6.19 | ○指定希少野生動植物1種の告示 |
| | 6.1 | ○国際自然保護連合による「記載延期」勧告を受け、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の推薦取り下げを決定 | 12.3 | ○「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」を地域気候変動適応計画として位置づけ |
| | 6.13 | ○「気候変動適応法」公布 | 3.22 | ○「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例」公布 |
| | 6.22 | ○「海岸漂着物処理推進法」の一部改正公布・施行 | 3.25 | ○「県庁環境保全率先実行計画」改定 |
| | 7.3 | ○「エネルギー基本計画」第五次計画閣議決定 | 3.29 | ○「指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例施行規則」公布 |
| | 11.27 | ○「気候変動適応計画」閣議決定 | | |
| | 12.1 | ○「気候変動適応法」施行 | | |
| | 2.1 | ○「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」について世界遺産登録推薦書をユネスコに再提出 | | |
| 令元 | 5.31 | ○「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の変更 | 5.17 | ○指定希少野生動植物3種の告示 |
| | 5.31 | ○「プラスチック資源循環戦略」の策定 | 10.16 | ○「指定外来動植物被害防止基本方針」策定 |
| | 5.31 | ○「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定 | 11.26 | ○指定外来動植物14種の告示（令和2年2月1日施行） |
| | 5.31 | ○「食品ロスの削減の推進に関する法律」公布（10月1日施行） | 12.4 | ○「第9期鹿児島県分別収集促進計画」策定 |
| | 6.5 | ○「フロン排出抑制法」の一部改正公布 | 3.30 | ○「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」改定 |
| 令2 | 4.1 | ○「フロン排出抑制法」の一部改正施行 | 10.1 | ○「鹿児島県環境影響評価条例施行規則」の一部改正施行 |
| | 6.5 | ○「環境影響評価法施行令」の一部改正施行 | 11.17 | ○指定外来動植物6種の告示（令和3年2月1日施行） |
| | 6.5 | ○「大気汚染防止法」の一部改正公布 | 11.27 | ○2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする旨、表明 |
| | 10.26 | ○2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す旨、宣言 | 12.4 | ○指定希少野生動植物3種の告示 |
| | | | 3.29 | ○「鹿児島県環境基本計画」改定 |
| | | | | ○「鹿児島県環境教育等行動計画」改定 |
| | | | | ○「鹿児島県廃棄物処理計画」改定 |
| | | | 3.31 | ○「池田湖水質環境管理計画」策定 |
| 令3 | 4.23 | ○「自然公園法」の一部改正公布 | 4.2 | ○指定希少野生動植物5種の告示 |
| | 6.2 | ○「地球温暖化の推進に関する法律」の一部改正公布 | 4.16 | ○薩南海岸県立自然公園新規指定、坊野間県立自然公園区域拡張 |
| | 6.11 | ○「瀬戸内海環境保全特別措置法」の一部改正公布 | 11.18 | ○ラムサール条約登録（出水市「出水ツルの越冬地」） |
| | | ○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布 | 12.14 | ○指定外来動植物2種の告示（令和4年2月1日施行） |
| | 7.26 | ○「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を世界自然遺産に登録。 | 3.31 | ○「第13次鳥獣保護管理事業計画」策定 |
| | 10.22 | ○「地球温暖化対策計画」閣議決定 | | ○「第二種特定鳥獣管理計画」策定 |
| | | ○「気候変動適応計画」の変更閣議決定 | | ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」改定 |
| | | ○「エネルギー基本計画」第六次計画閣議決定 | | |
| | 10.31 | ○「環境影響評価法施行令」の一部改正施行 | | |
| 令4 | 4.1 | ○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 | 4.5 | ○指定希少野生動植物2種の告示 |
| | | ○「自然公園法」の一部改正施行 | 4.12 | ○みしま県立自然公園新規指定 |
| | 5.18 | ○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正公布 | 10.1 | ○「鹿児島県環境影響評価条例施行規則」の一部改正施行 |
| | 7.26 | ○奄美大島世界遺産センター開館 | 10.8 | ○奄美群島国立公園ビジターセンター「奄美自然観察の森」リニューアルオープン |
| | 12.19 | ○COP15で「昆明・モンリオール生物多様性枠組」採択 | 11.11 | ○「第10期鹿児島県分別収集促進計画」策定 |
| | 3.31 | ○「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定 | 12.26 | ○「鹿児島県ごみ処理広域化・集約化計画」策定 |
| | | | 1.18 | ○世界自然遺産5地域会議発足 |
| | | | 3.27 | ○「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」改定 |
| | | | | ○「県庁環境保全率先実行計画」改定 |
| | | | 3.29 | ○「再生可能エネルギー導入ビジョン2023」策定 |

| 3 鹿児島県環境基本計画の進捗状況 | | |
|------------------------------|--|---|
| NO | 第4章 施策の展開 | 主務課(室) 令和4年度の進捗状況(実施状況) |
| 第1節 自然と共生する地域社会づくり | | |
| 1 多様な自然環境の保全・活用 | | |
| (1) 地域特性に応じた自然環境の保全 | | |
| (1)-1 原生的な自然、優れた自然の保全 | | |
| 001 | ○自然に生息・生育する多様な動植物や人と自然との共生等について環境学習などにより、自然保護思想の普及啓発を推進します。 | 自然保護課 ○屋久島において、「自然・文化体験セミナー」、「ふるさとセミナー」、「研修受入事業」、「出張屋久島講座」等を実施した。 |
| 002 | ○生物多様性の保全上極めて重要な原生的自然については、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域、国立公園等の各種制度を活用して行為規制により厳正に保全し、核となる生態系として維持を図ります。 | 自然保護課 ○国立、国定、県立公園、自然環境保全地域内における各種開発行為を自然公園法等に基づき352件の許可等(国立280件、国定25件、県立47件)を行った。 ○県内の自然環境保全地域等を巡回・視察し、自然環境保全地域等の保全・管理を実施した。 |
| 003 | ○自然災害やサンゴの捕食被害など非人為的に自然環境の劣化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ植生の保全・復元対策や景観の保全・修復対策を実施します。 | 自然保護課 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施した。(令和4年度オニヒトデ捕獲数25匹) |
| 004 | ○生物多様性保全の観点から、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」に指定された湿地や草地などの保全を図るとともに、新たな湿地の登録に向け、国や関係自治体と連携・協力します。 | 自然保護課 ○ラムサール登録湿地である屋久島町の永田浜、薩摩川内市の蘭牟田池はそれぞれ自然公園に指定されており、法令の適切な運用により保全した。 ○令和3年11月にラムサール条約湿地となった出水市の出水ツルの越冬地は、鳥獣保護区及び特別鳥獣保護区に指定されており、法令の適切な運用により保全した。 |
| 005 | ○本県の豊かな自然について情報発信するとともに、自然公園内の優れた自然の風景内での県民と自然のふれあいや自然環境の保全を推進します。 | 自然保護課 ○ホームページ等を活用して本県の自然公園に関する情報を発信した。 |
| (1)-2 身近な自然の保全 | | |
| 006 | ○計画的な森林の整備を図るとともに、地域の特性に応じた育成単層林施業や育成複層林施業等により多様な森林づくりに努めます。 | 森林経営課 ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、間伐(2,042ha)や人工造林(1,047ha)等を実施 |
| 007 | ○緑の募金活動を促進し、森林整備や緑化に努めます。 | 森づくり推進課 ○緑の募金を実施する団体として、(公財)かごしまどりの基金が指定されており、緑の募金を活用し、ボランティアによる森林整備活動への支援、学校、公共施設、街路の緑化資材への支援、緑の少年団の育成等を実施 |
| 008 | ○水源の涵(かん)養機能等の森林の持つ公益的機能の発揮が強く求められる森林を保安林に指定し、その森林の保全と適切な森林施業を図ります。また、松くい虫等による森林被害を防止し、森林の保全を図ります。 | 森づくり推進課 ○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに121ha指定 ○予防対策として薬剤の空中散布を651ha、地上散布を140ha、駆除対策として伐倒駆除等281㎡を実施 ○環境の森林において、公益的機能を発揮させるため、間伐を実施(搬出間伐:2.74ha) |
| 009 | ○地域特性に応じて、雇用の場の確保や農山村環境の整備等の総合的な対策を通じて、農地、森林等を維持・管理し、併せて農業・林業を振興する担い手の確保に努めます。 | 森林経営課 ○就業相談窓口の設置や、就業に必要な基礎知識や技術を習得できる研修などを実施 農地整備課 ○良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保するため、畑地帯総合整備事業の担い手育成型を25地区、担い手支援型を63地区、経営体育成基盤整備事業を23地区で実施 |
| 010 | ○日本型直接支払制度による共同活動の支援や農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進などにより荒廃農地の発生防止や多面的機能の確保に努めます。 | 農村振興課 ○中山間地域等において、中山間地域等直接支払交付金を活用し、協定に基づく農業生産活動の維持に向けた取組を推進(R4年度協定締結面積:7,137ha) ○多面的機能支払交付金を活用し、地域共同による農用地、水路、道路等の地域資源の保全活動等に向けた取組を推進(R4活動面積:47,896ha) ○日本型直接支払制度や簡易な整備が可能な農地耕作条件改善事業の活用などにより、荒廃農地の再生利用や発生防止を推進(農用地域におけるR3年度解消面積:235ha) 経営技術課 ○農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に対して支援を実施した。 |
| 011 | ○砂浜・干潟、藻場などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。 | 水産振興課 ○漁場周辺の環境を維持・浄化するため、県内各地で藻場・干潟の保全活動や海岸・海浜への漂着物の除去や監視活動を支援 |
| 012 | ○長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全に努めます。 | 自然保護課 ○各地域において長年にわたって築きあげられてきた人と自然との関わり(環境文化)を記録し後世に伝承していくため、「環境文化の聞き書き」を実施した。(坊野間県立自然公園周辺地域、屋久島(口永良部島含む。)) ○屋久島の山岳部以外への利用分散や里地における観光振興を図るため、屋久島里めぐり推進協議会において、里めぐりを実施した。(111回、453人) |
| 013 | ○奄美群島における赤土等の流出を防止するため、赤土等流出防止対策方針や市町村の土砂流出防止対策要綱に基づく各種対策を推進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。 | 大島支庁総務企画部 ○各関係者(国・県・市町村・関係団体)が一体となって協議を行い、必要な対策を積極的推進するために奄美地域及び大島本島地域の赤土等流出防止対策協議会を開催した。 ○管内関係業者等に対する広報・啓発として地元マスメディアの活用やフリット等の配布及び学習会を開催し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。 |
| (2) 多彩な自然環境の活用 | | |
| (2)-1 自然とのふれあいの場の確保 | | |
| 014 | ○生物多様性の保全上極めて重要なまとまりのある自然については、生態系研究の拠点として、あるいは適正な管理のもとで、生物多様性が命と暮らしを支えていることや外来種などにより生態系が危機に瀕していることなどについての自然体験・環境学習の場として利用します。 | 自然保護課 ○屋久島において、「自然・文化体験セミナー」、「ふるさとセミナー」、「研修受入事業」、「出張屋久島講座」等を実施した。 ○県内の生物多様性の保全再生活動に取り組む団体の活動等に要する経費の一部を助成する「生物多様性サポーター支援事業」を実施した。 |
| 015 | ○野生生物の生息・生育環境や自然景観の観点から見て優れている自然については、必要に応じて基盤的な施設の整備を行い、野生生物とのふれあいの場などとして活用します。 | PR観光課 ○自然とのふれあいを促進するため、高千穂河原ビジターセンターの改修工事を実施 |
| (2)-2 自然を活かした地域づくり | | |
| 016 | ○農村地域における農泊や都市農村交流などの自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進します。 | PR観光課 ○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信 農村振興課 ○グリーン・ツーリズムによる都市農村交流を推進するため、新しい生活様式に対応した受入態勢の充実・強化や地域資源を活用した実践活動を支援 |
| 017 | ○自然志向や体験志向に対応し、自然とのふれあいの中、自然を学ぶエコツーリズムなど、本県の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。 | PR観光課 ○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信 自然保護課 ○奄美群島においてエコツーリズムを推進するために、「奄美群島エコツーリズム推進協議会」等が開催された。 ○奄美群島エコツアーガイド認定制度により、エコツアーガイドの育成が図られた。 ○屋久島の山岳部以外への利用分散や里地における観光振興を図るため、屋久島里めぐり推進協議会において、里めぐりを実施した。(111回、453人) |
| 018 | ○本県の恵まれた自然環境や希少な野生動物など豊かな自然を活用したエコツーリズムや森林・海洋療法などの「癒し」、里地里山での暮らしなど「自然との共生」をテーマにしたライフスタイルなどを情報発信します。 | 自然保護課 ○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を開催し、プランに基づく取組状況や今後の計画について協議を実施した。 |
| 019 | ○水道水源や漁場の保全のため、河川下流の住民が森林地域の住民と相互に連携し、森林を保全する活動を支援します。 | 森づくり推進課 ○「九州森林(もり)の日」植樹祭を開催し、県民が森林づくりを体験する機会を提供(共催:(公社)鹿児島県森林整備公社、鹿児島県森林組合連合会、県漁業協同組合連合会)(参加者:273名) |
| 020 | ○NPOとの協働による総合的な環境保全対策に取り組みます。 | 自然保護課 ○奄美の希少な野生生物の盗採に対する取組を強化するため、平成23年度に地元自然保護4団体と奄美群島希少な野生生物保護対策協議会で、希少な野生動物の保護に関する協定を締結した。令和4年度は合同パトロールを実施した。 |
| 021 | ○漂流・漂着ごみ対策など美しい海岸や水辺環境の保全・再生に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)」を活用し、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を実施 |
| 022 | ○ジオパークを生かした地域の取組及び世界ジオパークの認定に係る取組については、必要に応じ国や市町村を支援します。 | 地域政策課 ○関係市町等で構成するジオパーク推進連絡協議会に構成員として参加するとともに、霧島ジオパーク推進連絡協議会が行う世界ジオパークの認定に必要な取組に対し、負担金を交付 |

| (3) 生物多様性の保全 | | |
|------------------------|---|--|
| (3)-1 生物多様性の確保 | | |
| 023 | ○本県の生物多様性の現状について、関係機関等と連携しつつ把握に努めるとともに、その保全や持続可能な利用に関する目標、講ずべき施策等について検討を進めます。 | 自然保護課 ○「生物多様性鹿児島県戦略」に基づく各施策を実施した。 ○令和5年2月2日に生物多様性鹿児島県戦略推進会議を開催した。 |
| 024 | ○生物多様性を地域社会に浸透させるため、NPOと連携した普及啓発に努めます。 | 自然保護課 ○奄美大島において、リュウキュウアユの保護を図るため、地元自然保護団体と連携し、リュウキュウアユの保全方法をマニュアル化し、住民への保全活動をより促進し、県指定希少野生動物の保護の意識の醸成を図った。 |
| 025 | ○外来種対策については、個別の種ごとの調査等により生息状況や生育環境の把握に努めるとともに、生物多様性などへの影響度合いに応じて防除対策を講じます。 | 自然保護課 ○令和4年度は、外来種の防除を図るために「外来種防除マニュアル」を4種作成し、これらの情報をホームページ等に掲載して、外来種の防除対策を実施した。 |
| 026 | ○奄美大島や徳之島において希少種に被害を及ぼしているノネコなどの外来種については、関係機関と連携しながら被害防止対策を進めます。 | 自然保護課 ○奄美大島や徳之島においてノネコ対策検討会をそれぞれ開催、関係機関等とノネコ・ノネコの被害状況等の情報共有を図るとともに、被害防止のためのパンフレットを作成し、地域住民等への普及啓発を図った。 |
| 027 | ○サンゴ礁を保護するため、オニヒトデの駆除、白化現象の把握、赤土等流出防止対策に努めます。 | 自然保護課 ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施（令和4年度オニヒトデ捕獲数 25匹） 大島支庁総務企画部 ○各関係者（国・県・市町村・関係団体）が一体となって協議を行い、必要対策を積極的に推進するために奄美地域及び大島本島地区の赤土等流出防止対策協議会を開催した。 ○管内関係業者等に対する広報・啓発として地元マスメディアの活用や流出防止啓発グッズの配布及び学習会を開催し、赤土等の流出防止対策の推進に努めた。 |
| (3)-2 野生動物の適切な保護 | | |
| 028 | ○県レッドデータブックを活用し、希少野生動物の保護対策を検討するとともに、県民意識の高揚に努めます。 | 自然保護課 ○ホームページ等を活用して本県の希少野生動物等に関する情報を発信した。 |
| 029 | ○野生動物の生息・生育環境を確保するため、生息地等保護区や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。 | 自然保護課 ○令和4年10月末まで鳥獣保護区として10,031haを指定(更新)し、県内で68,450ha(国指定分も含む)の鳥獣保護区を設定し、鳥獣の保護活動に努めた。 |
| 030 | ○ニホンジカなど著しく増加又は減少している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理等を推進します。 | 自然保護課 ○令和4年4月1日から令和8年3月31日までの第2種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ヤクシカ）に基づき、イノシシ、ニホンジカ、ヤクシカのそれぞれで捕獲（270頭）し、個体数管理を行った。 |
| 031 | ○天然記念物や絶滅のおそれのある野生動物については、文化財保護法や県文化財保護条例、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律、県希少野生動物の保護に関する条例を適正に運用し、保護を図ります。 | 自然保護課 ○令和4年4月5日に県希少野生動物に2種追加した。また、これまでに指定した52種の普及啓発を図るためのパンフレット等を作成し、各市町村等に配布するなどして希少種保全を実施した。 文化財課 ○国指定天然記念物49件、県指定天然記念物51件の天然記念物の保護・保全を図るとともに、県文化財保護指導委員を委嘱し、県内の国及び県指定文化財を巡視 |
| 032 | ○県希少野生動物の保護に関する条例の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動物の指定、野生動物の生息状況調査などを行うほか、希少野生動物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。 | 自然保護課 ○県内に希少野生動物保護推進員を64名設置し、県指定希少野生動物の盗掘等防止のための巡回活動や普及啓発活動を実施した。 |
| 033 | ○奄美群島における野生動物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生動物保護センターの活用や貴重な野生動物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。 | 自然保護課 ○奄美野生動物保護センターと連携し、奄美自然体験活動推進協議会が実施する奄美地域の自然環境の保全・普及啓発活動を支援した。 |
| 034 | ○傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。 | 自然保護課 ○県内の24の指定診療施設等の協力を得て、怪我をした野生鳥獣167件を保護した。 |
| 035 | ○野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成30年環境省）」等を踏まえ、国等の関係機関と連携し、野鳥の感染状況の把握や調査、監視、情報収集に努めます。 | 自然保護課 ○3年連続で野鳥による高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（令和4年環境省）」等に基づき国等の関係機関と連携し、死亡野鳥等の早期回収や、感染状況の把握、調査、監視等の情報収集を緊密に行い、必要な資材の提供など野鳥の高病原性鳥インフルエンザの終息に努めた。 |
| 036 | ○各学校における教育活動や県民への広報活動、研修等を通じ、自然保護や野生動物保護活動の普及を推進します。 | 自然保護課 ○ホームページ等を活用して本県の希少野生動物を含む野生動物保護活動に関する情報を発信した。 義務教育課 ○総合的な学習の時間等で、地域の実態に応じて自然保護や野生動物保護に関する体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導 |
| 037 | ○野生鳥獣による農作物や生態系への被害の防止については、市町村等と連携しながら、有害鳥獣の捕獲のほか、鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、ICTやドローン技術等の活用を含めた捕獲強化など、地域の実情に即したソフト・ハード両面の対策を支援します。 | 自然保護課 ○農政担当部局が実施する有害鳥獣の捕獲や、鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化、地域ぐるみでの侵入防止柵の設置等を活用しての捕獲強化などについて農政担当部局等と情報共有を図りながら、農林業被害防止に努めた。 農村振興課 ○国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、市町村における有害鳥獣の捕獲（38市町村）、侵入防止柵の整備（27市町村）等を支援するとともに、ICT機器の導入（13市町村）、また集落（2地区）における研修会や地域へのアドバイザー派遣等を実施。 |
| 038 | ○出水地方に渡来するツルや県内の海岸に上陸するウミガメ、霧島地区に生育するノカイドウなどの保護に係る各種施策を推進します。 | 自然保護課 ○ツル保護のためにツル保護監視員の監視活動や餌餌作業への支援を行った。また、ウミガメについてはウミガメ監視員の活動の支援の他、関係機関との連絡調整を図るためのウミガメ保護対策連絡協議会を開催し、さらにパトロール活動も併せて実施した。 ○ウミガメの産卵・孵化場所である海浜の環境を保全するため、遮光林の維持管理を行うとともに、保護策の設置や海岸清掃を行った。（永田（いなか浜）、一湊（一ツ浜、二ツ浜）） |
| (3)-3 野生動物の生息・生育環境の確保 | | |
| 039 | ○各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生動物の生息に配慮し、ビオトープ（野生動物が生息できる空間）の復元など、野生動物の生息・生育環境の確保を促進します。 | かごしま材振興課 ○奄美地域の林道事業において、工事事前に希少動物の生息状況等の調査を実施し、問題がないことを確認し着手した。 農地整備課 ○用排水路整備等において、希少動物の生息状況等の調査を実施 |
| 040 | ○魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロップ式の魚道の設置など多自然川づくりを促進します。 | 農地保全課 ○農業用河川工作物(井堰)の整備を5地区で実施しているが、それに伴い、魚類の遡上が妨げられることから、多段式、スロップ式魚道の整備を検討 河川課 ○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川（奄美市）等で実施 |
| 2 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進 | | |
| 041 | ○世界自然遺産登録地の「屋久島」と登録を目指す「奄美大島及び徳之島」の二つの地域を有する県として、適正な保全・管理を図りながら、世界遺産としての価値を生かした持続可能な地域づくりを推進します。 | 自然保護課 ○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を開催し、プランに基づく取組状況や今後の計画について協議を実施した。 ○人と自然が共生する屋久島ならではの地域づくりを目指す屋久島環境文化村構想を推進するため、屋久島環境文化センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営を指定管理者である（公財）屋久島環境文化財団が実施した。 |
| 042 | ○自然保護上重要な地域における利用のルールづくりを行うことで、増加する観光客による過剰利用を防止し、適正利用を推進します。 | 自然保護課 ○奄美大島の金作原、市道三太郎線周辺、徳之島の林道山クビリ線において利用ルールを運用した。 ○奄美大島の湯涌岳において、令和4年11月から利用ルールの運用を開始した。 ○国・県・町等からなる「屋久島山岳部保全利用協議会」や「屋久島町エコツーリズム推進協議会」においてエコツーリズムの推進や携帯トイレの普及等について協議した。 |
| 043 | ○自然環境の保全を図るため、関係機関と連携し、貴重な動植物を保護するなど、自然保護の充実に努めます。 | 自然保護課 ○環境省、林野庁、奄美大島及び徳之島の各市町村等の関係機関と奄美群島希少野生動物保護対策協議会を開催し、アマミノクロウサギ等の希少種のロードキル対策等を協議し、合同安全パトロールを実施して、貴重な動植物の保護の推進を図った。また、ロードキル多発箇所へ防護柵を設置し、アマミノクロウサギなどのロードキル防止に努めた。 |
| 044 | ○屋久島環境文化村構想の着実な推進により、屋久島の優れた自然を生かした環境学習や地域づくりに努めます。 | 自然保護課 ○屋久島環境文化村構想を推進するため、（公財）屋久島環境文化財団が指定管理者となり屋久島環境文化センター及び屋久島環境文化研修センターを管理運営し、環境学習や環境保全を推進するための事業等を実施した。（R4年度屋久島環境文化センター入館者42,417人、研修センター入館者6,555人） |
| 045 | ○奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした奄美群島をつなぐ「世界自然遺産奄美トレイル」などを通じ、世界遺産登録の効果の奄美群島全域への波及に努めます | 自然保護課 ○令和3年1月に全14エリア、51コース、総延長約550kmの全線が開通した。各種パンフレット、グッズの配布、Facebookの運用などにより広報・周知を行い、知名度向上に努めている。 |

| | | |
|---|--|---|
| (1) 世界自然遺産屋久島の保全 | | |
| 046 | ○屋久島環境文化村構想については、県や屋久島環境文化財団が中心となって推進するとともに、社会情勢に対応しつつ事業の弾力的な実施に努めます。 | 自然保護課 ○屋久島環境文化村構想を推進するため、(公財)屋久島環境文化財団が指定管理者となり屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターを管理運営し、環境学習や環境保全を推進するための事業等を実施した。(R4年度屋久島環境文化村センター入館者4,417人、研修センター入館者5,555人) |
| 047 | ○多様で豊かな自然を有する世界自然遺産候補の奄美大島及び徳之島と相互に連携を図り、「世界遺産」をキーワードにした地域の活性化に努めます。 | 自然保護課 ○世界自然遺産地域の奄美地域のまち歩き団体等と会議を行い連携を深めた。 |
| (2) 世界自然遺産登録及び登録後を見据えた奄美大島及び徳之島の保全 | | |
| 048 | ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、世界自然遺産としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立を図る取組、気運の醸成などを国や地元と連携を図りながら進めます。 | 自然保護課 ○奄美大島と徳之島において、世界自然遺産登録1周年記念シンポジウムを開催した。 |
| 049 | ○希少野生動植物の保護対策、自然環境に配慮した公共事業を推進し、環境の保全に努めます。 | 自然保護課 ○「奄美大島・徳之島公共事業における環境配慮指針」に基づき公共事業環境配慮アドバイザーを派遣するなど関係機関と連携した運用に努めた。 |
| 050 | ○国の計画等と整合を図りながら、自然環境の保全に努めます。 | 自然保護課 ○環境省・林野庁と共同で「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域科学委員会」等を開催した。 |
| 3 県民参加の森林づくりの推進 | | |
| 051 | ○森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を提供するとともに、森林環境教育を推進し、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。 | 森づくり推進課 ○「九州森林(もりの日)植樹祭を開催するほか、県民が森林づくりを体験する機会を提供するとともに、森林や林業に関する学習・体験活動を支援(34団体5,336人参加) |
| | | 森林技術総合センター ○小・中学校及び高校の児童・生徒を対象に森林環境教育を実施(20校1,097人) |
| 052 | ○地域住民をはじめ、森林ボランティアや企業など多様な主体による森林づくりを進めます。 | 森づくり推進課 ○企業による森林づくり活動の支援(助言・指導12社)や森林ボランティアの活動支援(森林ボランティア活動への学生参加15人)、森林ボランティア技術研修(受講者173人)を実施 |
| 053 | ○みんなの森づくり県民税を活用して、再造林、間伐等の森林整備や地域特性を生かした森林づくり、里山林の機能回復など、県民参加の森林づくりを推進します。 | 森づくり推進課 ○地域特性を生かした里山林整備を実施(7市10箇所) ○枯損木の伐倒・除去(4町, 529m ²)、マツ枯損木の伐採・整理(1町, 351m ²)、植栽(1市, 0.25ha)、刈刈(1市, 4.34ha)を実施 |
| | | 森林経営課 ○人工林伐採跡地における再造林(946ha)等を支援 |
| | | かごしま材振興課 ○健全な森林を育成するため、間伐等の森林整備や作業道の開設等の基盤整備を実施した。(間伐等の実施: 375ha, 作業道等の開設: 62km) |
| 054 | ○地域組織や森林ボランティア、NPOなど、県民自らが企画・実施する森林・林業に関する学習・体験活動や森林づくり活動を支援します。 | 森づくり推進課 ○県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習・体験活動への助成(34団体) |
| 4 緑の空間の保全・整備 | | |
| (1) 緑の空間の保全 | | |
| 055 | ○都市近郊や里山の森林など、地域に親しまれ、地域全体で維持していくことが必要と認められる緑については、適正な整備・保全に努めます。 | 森づくり推進課 ○森林所有者等が行う森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組への支援(1団体) ○地域特性を生かした里山林整備を実施(7市町10箇所) |
| 056 | ○沿道に隣接した森林を整備し、修景緑地帯として活用します。 | 森づくり推進課 ○雑木竹林の伐採整理(1市, 1.02ha)、マツへの薬剤の樹幹注入(7市町村, 389本)を実施 |
| 057 | ○地域における名木・古木・鎮守の森等は、樹木医の活用等により適切な保全を促進します。 | 森づくり推進課 ○樹木医を紹介し、保存樹の適切な保全について指導 |
| (2) 緑化の推進 | | |
| 058 | ○県内各地において、地域の特性を活かした公園や緑地等の整備を進め、みどりの交流空間づくりを促進します。 | 都市計画課 ○県内各地において、都市公園の整備を促進(18市町) |
| 059 | ○緑が減少している地域や美しい景観が失われつつある地域について、積極的な緑化と景観整備を進め、地域にふさわしい快適なみどりの県土づくりを促進します。 | PR観光課 ○令和4年度は事業なし |
| 060 | ○都市地域における緑の中核拠点であり、良好で快適な環境を形成する都市公園等の整備を促進します。 | 都市計画課 ○県内において都市公園等の整備を促進 |
| 061 | ○庁舎や公営住宅などの公共施設の緑化を積極的に推進します。 | 建築課 ○県有施設敷地内に植栽を実施した。 |
| | | 住宅政策室 ○県営住宅敷地内への植栽・管理 |
| 062 | ○公共施設の緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。 | 管財課 ○県庁舎敷地内の樹木・草木を管理 ○各地域振興局・支庁庁舎についても、県庁舎と同様、樹木・草木を管理 |
| 063 | ○県民や事業者、県、市町村等による適正な役割分担と相互の連携・協力のもと、住宅地、工場・事業場、商店街等の民有地の緑化を促進します。 | 都市計画課 ○都市公園等の整備に当たっては、地域に適した樹種(郷土産樹種)を選定し、植栽を実施 |
| 064 | ○公益財団法人かごしまみどりの基金との連携などにより、県民参加の森林づくりを推進します。 | 森づくり推進課 ○県民の緑化思想の普及・啓発を推進 |
| | | 住宅政策室 ○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供 |
| 065 | ○グリーンマスターの育成・確保を図ります。 | 森づくり推進課 ○緑の少年団(66団, 1,377人)、森林ボランティア(個人2,497名, 32団体)の育成、活動の支援 ○11月19日に「九州森林(もりの日)植樹祭を開催し、森林づくりを体験する機会を提供(参加者: 273名)(県民が森林とふれあう「みどりの感謝祭」は雨天中止) |
| 066 | ○グリーンマスターの育成・確保を図ります。 | 森づくり推進課 ○グリーンマスターの認定(実績なし) |
| 5 水辺空間の保全・整備 | | |
| (1) 水辺空間の保全 | | |
| 066 | ○渚、川辺及び湧水等の水辺は、現状のまま残すことを基本とします。 | 河川課 ○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川(奄美市)等で実施 |
| 067 | ○特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全するとともに、良好な水質の保全を図ります。 | 河川課 ○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川(奄美市)等で実施 |
| (2) ふれあい機会の充実 | | |
| 068 | ○水辺空間を動植物と親しまむ場や親水施設として整備し、自然とのふれあいの場として活用します。 | 河川課 ○親水性に富む河川の整備を図るため、令和4年度までに30か所において親水護岸を整備 |
| 069 | ○ウォーターフロントを整備し、水と親しまむ場として充実します。 | 港湾空港課 ○重要港湾において、港湾利用者、地域住民が海と自然にふれあうことができる親水緑地等1地区を整備 |
| 070 | ○緑化護岸や自然石護岸、渓流については、自然石護岸を整備するなど、周辺環境と調和した親しみやすい空間づくりに努めます。 | 砂防課 ○渓流保全工等に自然石護岸を実施 |
| 071 | ○県内の名水や滝、渓谷などを広く県民に紹介するとともに、ふれあい施設など周辺環境の整備などに努めます。 | PR観光課 ○インターネット等を活用し、本県の魅力ある観光情報を広く国内外に発信 ○水辺の自然とのふれあいを促進するため、南大隅町(雄川の滝)で遊歩道等を整備 |
| 072 | ○都市公園における親水広場など親水施設の整備を促進します。 | 都市計画課 ○北薩広域公園において自然観察池としての整備を実施済 |
| 073 | ○農業用排水路やため池については、景観や生態系にも配慮しながら、親水施設や緑化施設等の整備を推進します。 | 農地整備課 ○令和4年度は実施なし |
| 074 | ○河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など、親水性に配慮した整備を推進します。 | 河川課 ○瀬や淵を残すことを基本とした整備を住用川(奄美市)等で実施 |
| 075 | ○海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。 | 河川課 ○令和4年度は緑地や緩傾斜護岸などの整備箇所なし。 |
| 076 | ○湖沼については、その湖沼の持つ自然的特性や地域性を活かして親水性に配慮して保全するとともに、水辺空間の整備を促進します。 | 港湾空港課 ○海岸背後の防護機能と、海岸利用者が海と自然にふれあうことができる親水性に配慮した緑地等2地区を整備 |
| | | 河川課 ○令和4年度は事業なし |
| 077 | ○港湾については、環境の保全・再生・創出を推進し、水際については親水性に配慮することにより、憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。 | 港湾空港課 ○重要港湾において、港湾利用者、地域住民が海と自然にふれあうことができる親水緑地等1地区を整備 |

| | | | |
|-------------------------------|--|--------------------------|---|
| 078 | ○漁港については、地域の特性に応じ親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。 | 漁港漁場課 | ○平成26年度は、垂水市海潟漁港において、防波堤基礎工L=44mを整備 ○平成27年度以降は、実績なし |
| 6 景観の形成 | | | |
| (1) 自然景観の保全 | | | |
| 079 | ○地域の自然的・社会的特性に配慮しながら、山岳景観や渓流景観などの自然景観の保全に努めます。 | 砂防課 | ○砂防事業を実施する箇所においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県渓流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな渓流環境の整備を推進 |
| 080 | ○都市地域における良好な自然景観を有している土地については、適正に保全するとともに、必要に応じて風致地区等の指定を検討します。 | 都市計画課 | ○鹿児島市及び伊佐市の風致地区内において建築物の建築等を条例で規制 |
| (2) 歴史的遺産を活用した景観の形成 | | | |
| 081 | ○世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の次世代への継承に向けた普及啓発、世界遺産価値の理解増進・情報発信に取り組みます。 | 世界文化遺産室 | ○「明治日本の産業革命遺産」の構成資産の管理保全、メディア向けプロモーション、小学生向け読本配布など県内構成資産を次の世代へ引き継ぐという県民意識を醸成するための普及啓発や理解増進・情報発信の取組を行った。 |
| 082 | ○歴史的遺産を活用し、周辺環境との調和のとれた景観の形成を促進します。 | 世界文化遺産室 地域政策課 文化財課 | ○管理保全・活用に係るトークイベントを開催したほか、鹿児島市が策定した「集成館地区修復・公開活用計画」に基づき、県内構成資産の保全管理に取り組んだ。 ○市町村に対し、「歴史まちづくり法」の内容・活用等についての情報を提供 ○3市(南さつま市、南九州市、出水市)において、伝統的建造物群保存地区での修理・修繕事業等を実施 |
| (3) 適切な誘導、規制措置による景観の形成 | | | |
| 083 | ○良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めた県景観条例等に基づき、本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進します。 | 地域政策課 | ○本県の特色を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、「鹿児島県景観条例」に基づき、景観形成の普及啓発のための景観学習や「あなたが選ぶかごしま景観大賞」等を実施。また、景観形成の実践活動への支援としての景観アドバイザーの派遣などを実施 |
| 084 | ○都市地域において、周辺景観との調和に配慮し、良好な市街地環境の形成を図るため、必要に応じ、地区計画等の指定を検討します。 | 都市計画課 | ○鹿児島市、鹿屋市及び出水市において、地区計画を決定 |
| 085 | ○屋外広告物に関する広報・啓発や規制・誘導を行い、良好な景観の形成を促進します。 | 都市計画課 | ○独自の条例を持つ鹿児島市・指宿市を除く県内全域が、屋外広告物の表示等の禁止地域若しくは許可を要する地域であり、規制・誘導を推進 |
| 086 | ○風力発電施設の設置については、「県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン(平成22年4月)」に基づき、良好な景観の保全に努めます。 | エネルギー対策課 | ○風力発電施設の設置について、「県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」を運用し、良好な景観の保全に努めた。 |
| (4) 各種事業による景観の形成 | | | |
| 087 | ○市町村による個性あるまちづくりや街並保存、地域特有の街路並木づくりなど景観の形成を促進します。 | 地域政策課 道路維持課 | ○市町村等の景観づくりや計画づくりに対し、まちづくりや環境等の専門家を景観アドバイザーとして派遣 ○令和4年度は事業なし |
| 088 | ○市町村における景観計画策定への助言等のほか、景観アドバイザーの派遣を通じて地域の主体的・積極的な取組を支援します。 | 地域政策課 | ○景観計画策定に必要な情報やノウハウを学習する全体研修会を開催したほか、景観アドバイザーを派遣し各市町村の景観計画の策定を含めた景観行政に係る現状や課題について助言を実施 |
| 089 | ○みどりによる美しい景観づくりを効果的に進めるため、自然環境と調和した道づくりや森林整備による景観形成を促進します。 | 森林経営課 | ○多様な森林を育成するため、間伐(2,042ha)等の森林整備を実施 |
| 090 | ○主要都市や観光地における幹線道路の無電柱化を推進し、良好な景観の形成に取り組めます。 | 道路維持課 | ○鹿児島東市来線等で整備 |
| 7 大気環境の保全 | | | |
| (1) 環境基準の達成維持 | | | |
| 091 | ○大気汚染の常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図ります。 | 環境保全課 | ○県内19測定局(鹿児島市調査分を含む)において常時監視を行った。二酸化硫黄、光化学オキシダントについては、桜島の火山活動や大陸からの越境大気汚染等の影響により環境基準を達成できない測定局があったものの、その他は環境基準を達成しており全体としては、前年度までと同様な状況であった。 ○微小粒子状物質(PM2.5)については、令和4年度末現在、12測定局(鹿児島市設置分を含む)に自動測定機を整備し、常時監視を実施した。 |
| 092 | ○光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染に対しては、それぞれ「県光化学オキシダント緊急時措置要綱」に基づく注意報の発令や「微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意情報の発表要領(平成25年3月)」に基づく注意情報の発表など緊急時の措置を迅速かつ適切に行います。 | 環境保全課 | ○関係各課及び発令対象市町村を対象とした要綱の運用に関する説明会の開催した。 ○緊急時の情報伝達手順の確認及び関係職員の実習を図るため、情報伝達訓練を実施した。 |
| 093 | ○光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)に係る高濃度現象については、国や九州各県と連携して監視体制、情報連絡体制を整備するとともに、調査研究を進めます。 | 環境保全課 環境保健センター | ○「有害大気汚染物質観測及び緊急時対策の体制整備に関する取組方針」に基づき、監視体制や情報連絡体制を整備 ○他自治体と連携し、情報の共有化を図るとともに、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントの高濃度現象の解析を実施 |
| (2) 工場・事業場対策 | | | |
| 094 | ○大気汚染防止法や公害防止条例等に基づき、ばい煙の排出基準監視を継続し、基準遵守の徹底を図ります。 | 環境保全課 | ○ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び水銀排出施設の立入検査(60施設)を実施するとともに、ばい煙発生施設の排出基準監視調査(7施設)を実施した。 |
| 095 | ○燃料使用の効率化や環境に配慮した燃料転換などばい煙発生抑制対策を促進するとともに、ばい煙等の防止技術の周知徹底を図ります。 | 環境保全課 | ○大気汚染防止法及び公害防止条例に基づくばい煙発生施設等の設置届出等の受理審査段階や苦情があった場合など、必要に応じ事業者の指導を行った。 |
| 096 | ○建築物等の解体に伴うアスベスト飛散防止を図るため、大気汚染防止法に基づく立入調査等による飛散防止対策の指導の徹底、指導体制の充実に努めます。また、一般環境や解体現場周辺におけるモニタリングを実施します。 | 環境保全課 | ○特定粉じん排出等作業実施届け出事業所への立入検査(5件)を実施した。 ○県内4地点(鹿児島市調査分を含む)において、一般環境におけるモニタリング調査を実施し、解体現場(1地点)においてもモニタリング調査を実施した。 |
| 097 | ○建築物等のアスベスト使用状況の把握に努めるとともに、除去や飛散防止の徹底を図ります。 | 環境保全課 | ○関係各課、鹿児島労働局、鹿児島市等で構成するアスベスト関係機関連絡会議において、建築物などのアスベスト使用状況等を取りまとめ、県ホームページで公表した。 ○届出書提出時及び立入検査時に、飛散防止等についての指導を実施した。 |
| 098 | ○改正大気汚染防止法について周知を図ることにより、アスベストの飛散防止対策に取り組めます。 | 環境保全課 | ○大気汚染防止法の改正内容についての講習会を延べ42回実施し、解体業者等へ周知を行った。 |
| (3) 自動車排出ガス対策 | | | |
| 099 | ○交通渋滞の解消や緩和を図るため、幹線道路やバイパスの体系的な道路整備など、地域の状況に応じた交通流対策に努めます。 | 道路建設課 県警交通規制課 | ○幹線道路やバイパスなどの体系的な道路整備等を実施 ○円滑化対策として制御機の更新、感知器の更新、信号秒数の調整を実施した。 |
| 100 | ○トラックターミナルの設置等による物流の共同化や帰荷の確保など物流の効率化を促進します。 | 交通政策課 | ○国土交通省において実施された「モーダルシフト等推進事業」が有効に活用されるように、運送事業者、荷主等に対して周知を行った。 |
| 101 | ○公共交通機関の利便性の向上に努め、利用促進を図ります。 | 交通政策課 地球温暖化対策室 | ○県内公共交通機関の利用促進に資するWebサイト「交通ナビかごしま」の運営 ○各バス事業者において、運行ダイヤの改善や低床バスの導入など利用者の利便性向上策を実施 ○県においては、国の補助制度等を活用し、広域的・幹線的なバス路線の運行等や低床バスの導入に係る補助を実施し、国においては、低公害車の導入に係る補助を実施 ○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通を運行 ○関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、自動車・バイク通勤者を対象とした毎週水曜日のバス・市電の運賃を割り引く「エコ通勤特別割引制度」を実施 |
| 102 | ○自動車排出ガス測定局を必要に応じて拡充するなど監視を継続します。 | 環境保全課 | ○自動車排出ガス測定局2局(鹿児島市調査分を含む)で常時監視を行うとともに、大気測定車により沿道の環境大気の監視調査を実施した。 |

| | | | |
|-----------------------------------|--|-----------------|--|
| 103 | ○市町村や関係団体とも連携して、エコドライブを推進するなど県民の自主的活動による取組を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○ノーマイカーデーやエコドライブへの取組、環境性能の高い車の購入の選択など、「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を定めて実践行動を推進 また、関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、自動車・バイク通勤者を対象とした毎週水曜日のバス・市電の運賃を割り引く「エコ通勤特別割引制度」を実施 |
| 104 | ○公的機関における電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。また、県の公用車の更新の際は、電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入に努めます。 | 地球温暖化対策室 管財課 | ○県民が低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組む「県庁環境保全率先実行計画」を推進 ○電気自動車1台、ハイブリッド自動車41台を購入した。(管財課集中調達のみ) |
| 105 | ○市街地部の幹線道路等において、大気浄化機能をもつ植樹帯の効果的な整備に努めます。 | 都市計画課 | ○市街地部の県道において、必要に応じて植樹帯・植樹ますを整備 |
| (4) 桜島火山ガス対策 | | | |
| 106 | ○桜島の火山活動により排出される二酸化硫黄等の大気汚染物質について、周辺環境濃度の監視を継続するとともに、情報の提供を行います。 | 環境保全課 | ○鹿児島市が桜島支所、赤水、有村及び黒神に設置している大気測定局で大気汚染常時監視を行った結果、二酸化硫黄については全局で環境基準を達成できなかった。それ以外の項目については、全て環境基準を達成した。 |
| (5) 酸性雨対策 | | | |
| 107 | ○酸性雨については、国等と連携を図りながら、引き続き監視測定等を行います。 | 環境保全課 | ○酸性雨が屋久島原生林の樹木に及ぼす影響について樹木衰退度調査を実施した。 |
| 8 水・土壌環境の保全 | | | |
| (1) 水循環の確保 | | | |
| 108 | ○森林・農地の水源の涵(かん)養機能の維持・向上を図るため、里地里山の適切な保全・整備を図ります。特に、森林については、保育・間伐等の計画的な実施により、保水力の高い森林づくりを推進します。 | 森林経営課 | ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、間伐(2,042ha)や人工造林(1,047ha)等を実施 |
| 109 | ○安心安全な水環境を保全するため、発生源対策を促進します。 | 環境保全課 | ○延べ187回の監視指導を実施し、16件の改善勧告等の行政指導を実施した。 |
| 110 | ○工場・事業場における節水など水使用の合理化対策を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、事業所における水道代の削減を重点行動項目と定めて実践行動を推進 |
| 111 | ○公共施設等において、雨水の貯留施設の整備を図るとともに、循環利用や再生利用を促進します。 | 建築課 | ○令和4年度は、県有施設における実施事例なし |
| 112 | ○各種の啓発活動の実施により、家庭における節水意識の高揚を図ります。 | 地球温暖化対策室 | ○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、エコライフデーの8月のテーマを「環境にやさしい住まい方(節水)」として、実践活動を促進 |
| 113 | ○主に都市地域において透水性舗装や雨水浸透ますの設置を促進し、雨水の地下浸透を図ります。 | 都市計画課 | ○雨水浸透ますについて、事業主体である市町村等に対して助言 |
| 114 | ○地下水の過剰な汲み上げは地盤沈下や塩水化などを引き起こすおそれもあることから、市町村における適切な地下水の利用対策を促進します。 | 環境保全課 | ○令和4年度は新たな地盤沈下や塩水化の発生事例の報告なし。 |
| (2) 公共用水域・地下水の保全 | | | |
| (2)-1 公共用水域 | | | |
| 115 | ○公共用水域(河川、湖沼、海域)の常時監視を実施し、水質の環境基準の達成維持に努めます。 | 環境保全課 | ○環境基準類型指定水域の37河川42水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の11河川(鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分含む)について水質調査を実施した結果、健康項目については111地点全てで環境基準を達成した。生活環境項目については70水域のうち10水域で環境基準を超過したが、例年とほぼ同様の水準を維持しており、おおむね良好であった。 |
| 116 | ○新たに環境基準の類型指定が必要と判断される水域については、現在及び将来の利水や水質等を勘案し、適正な類型指定を行います。 | 環境保全課 | ○これまでに、37河川42水域、4湖沼4水域、8海域24水域でBOD又はCODの類型指定、4湖沼4水域、2海域2水域で全窒素・全燐の類型指定、37河川38水域、4湖沼4水域で水生生物の類型指定を行った。 |
| 117 | ○地域の生活に密着した水域である中小河川や小湖沼等については、市町村による定期的な水質の把握を促進します。 | 環境保全課 | ○27市町の381河川13湖沼29海域で実施した。また、プールの代用として海水浴場に係る分については、5市町村16水域において実施した。 |
| 118 | ○県内の主要な海水浴場について、水質の状況を把握し、その結果を公表します。 | 環境保全課 | ○利用者数が概ね1万人以上の県内26海水浴場について、シーズン前、シーズン中の2回、水質調査を実施した。シーズン前については、調査した海水浴場全てを「良好」との調査結果を公表した。水質調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜、COD、透明度、O-157。 |
| 119 | ○地域住民が身近な水環境を率先して保全する環境美化活動を促進します。 | 河川課 | ○河川愛護月間・海岸愛護月間に各市町村において自治会等が河川愛護作業に参加 ○河川・海岸の美化活動を定期的に行う団体を水辺サポーターとして認定し、経費の補助を行っている。 |
| 120 | ○良好な水環境を維持するためには、水質の管理のみならず、水量の確保が必要です。このため、河川等からの取水に当たって十分配慮します。 | 農地整備課 | ○各事業において、管理者等と取水量等について十分な打合せを実施 |
| (2)-2 地下水 | | | |
| 121 | ○地下水の水質保全を図るため、地下水の常時監視調査を実施し、地下水の環境基準の達成維持に努めます。 | 環境保全課 | ○平成元年度から地下水の常時監視調査を実施しており、令和4年度は136井戸について調査を実施した。 |
| 122 | ○地下水の汚染が確認された地域については、水道への切り替え等適切な措置を指導するとともに、経年的なモニタリングを実施します。 | 環境保全課 | ○136井戸について、水質測定計画に基づく調査を実施した結果、18井戸(うち継続監視調査井戸は16井戸)が環境基準を超過 飲料井戸については、関係課と連携を図り水道への切り替え等を指導した。 |
| 123 | ○工場・事業場における有害物質の使用状況等を把握するとともに、適正な使用・管理等を促進します。 | 環境保全課 | ○トリクロロエチレン等の有害物質を使用する工場・事業場に対する立入検査等を実施した。 |
| 124 | ○農畜産業においては、適正な施肥や家畜排せつ物処理など環境と調和した農業を推進します。 | 経営技術課 畜産課 | ○良質堆肥を利用した健全な土づくりの推進と土壌診断に基づく適正な施肥を指導した。 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施 |
| 125 | ○有害物質の地下浸透防止の指導を徹底します。 | 環境保全課 | ○有害物質を使用する工場、事業者等に立入等を実施した。 |
| (2)-3 鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進 | | | |
| 126 | ○鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、鹿児島湾ブルー計画(平成17年度～)に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。 | 環境保全課 水産振興課 | ○「鹿児島湾ブルー計画」に基づき、生活排水対策など発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会(県、湾城市町、住民団体、事業者団体等)」の開催により、各関係機関と連携を図りながら推進した。 ○各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を高めた。 ○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導 |
| 127 | ○池田湖については、池田湖水質環境管理計画(令和3年度～)に基づき、畑地かんがいに係る注水管理や生活排水対策等の発生源対策及び土地・水面利用対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、良好な水質の保全を図ることに努めます。 | 環境保全課 | ○池田湖水質環境管理計画に基づき、南薩畑地かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の徹底をはじめとする発生源対策や啓発活動など、総合的な水質保全対策を実施。計画の推進にあたっては、庁内連絡調整会議の開催や関係市との連携により事業者や地域住民への啓発を図った。 |
| 128 | ○住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的・積極的な実践活動を促進します。 | 環境保全課 | ○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会(県、始良市、霧島市、垂水市、住民団体、事業者団体)及び池田湖水質環境保全対策協議会(県、指宿市、南九州市)に対し、負担金を拠出し支援。各協議会において、水質調査体験セミナー、池田湖普及啓発イベントの開催により、県民の水環境保全意識の啓発を図った。 |
| (3) 産業系排水対策 | | | |
| (3)-1 工場・事業場対策 | | | |
| 129 | ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化し、基準遵守の徹底に努めます。 | 環境保全課 | ○延べ187回の監視指導を実施し、16件の改善勧告等の行政指導を実施した。 |
| 130 | ○未規制事業場については、県小規模事業場等排水対策指導指針等に基づき、排水水の改善対策等を指導します。 | 環境保全課 | ○届出が提出された時や工場・事業場への立入時などに指導を実施した。 |

| | | | |
|--------------------------|--|---------------------|--|
| 131 | ○排水処理技術や施設の管理技術等の普及を図り、汚濁負荷削減対策を推進します。 | 工業技術センター | ○排水処理施設管理担当者の技術向上のため、工場排水管理技術講習会（143名参加）を開催 ○排水処理に係る技術相談・指導、現地技術支援を実施 |
| (3)-2 農畜産業・水産業対策 | | | |
| 132 | ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化するとともに、庁内組織として設置している「家畜ふん尿・でん粉工場排水対策連絡会議」等の活用により、関係課と連携をとりながら基準遵守の徹底に努めます。 | 環境保全課 | ○養豚業について、延べ9回の監視指導を実施し、1件の改善勧告の行政措置を実施した。 |
| 133 | ○水質汚濁防止施設の整備や技術の改善を促進するとともに、生産性と調和を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した環境と調和した農業を推進し、農畜産業からの負荷の低減を図ります。 | 経営技術課 農業開発総合センター | ○県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって、環境と調和した農業の啓発・普及活動を実施した。 ○畑における地力変化及び地下への養分の溶脱状況の調査を実施 |
| 134 | ○畜産経営については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準の遵守徹底を図ります。 | 畜産課 | ○畜産環境保全の指導を実施 |
| 135 | ○家畜排せつ物の処理については、水質汚濁防止法などの環境関係法令を遵守しつつ、経営規模や立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設を整備し、県環境保全型畜産確立基本方針や畜産環境保全対策指導指針等に基づき、適正処理を推進します。 | 畜産課 | ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施 |
| 136 | ○でん粉工場については、「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」に基づき、適切な排水処理を促進します。 | 環境保全課 農産園芸課 | ○でん粉工場について、延べ13回の監視指導を実施した。 ○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう換業前の文書指導、換業時の巡回指導並びに研修会を開催し、排水処理対策の徹底及び市町村等関係機関・団体の指導能力の向上を推進 |
| 137 | ○水産養殖業については、県魚類養殖指導指針に基づき、生質（いけず）台数の制限や適正な養殖管理を指導します。 | 水産振興課 | ○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導 |
| 138 | ○内水面養殖の排水については、内水面養殖管理指針に基づき、適正処理を促進します。 | 水産振興課 | ○県内の内水面養殖場への定期パトロールにより適正養殖の指導を実施 |
| (4) 生活排水対策 | | | |
| (4)-1 発生負荷の削減 | | | |
| 139 | ○生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。 | 環境保全課 | ○各種イベント等を通じて、家庭における自主的な水質保全活動を促進するための普及啓発を図った。 |
| 140 | ○鹿児島湾奥の生活排水対策重点地域（鹿児島湾奥部流域4市）については、生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進します。 | 環境保全課 | ○鹿児島湾奥の4市は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に平成5年3月に指定されており、生活排水対策推進計画を策定。これに基づき合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民への普及啓発などの各種対策を推進した。 |
| (4)-2 排水処理施設の整備 | | | |
| 141 | ○市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的としたかごしま生活排水処理構想（平成31年3月）に基づき、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進めます。 | 漁港漁場課 生活排水対策室 | ○漁業集落排水施設の整備は、平成28年度までに7市町村13地区で事業を実施し、供用開始 令和4年度は、南さつま市坊地区で事業を実施 ○令和4年度公共下水道整備事業か所数11市5町22か所、供用開始か所数13市5町25か所 ○農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、令和4年度末までに、10市11町2村60地区で事業に着手、うち10市11町2村の59地区で供用開始 ○令和4年度末の合併処理浄化槽による整備人口は、県人口の38.5% 累積の合併処理浄化槽217,281基で、総浄化槽基数319,161基のうちの68.1% 令和4年度の合併処理浄化槽設置整備事業の助成基数は、1,722基 |
| 142 | ○富栄養化防止対策等が必要な地域については、公共下水道等の高度処理を促進します。 | 生活排水対策室 | ○事業主体である市町村に対して助言 |
| 143 | ○浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃、法定検査の充実を図ります。 | 生活排水対策室 | ○法定検査結果により、浄化槽管理者や関係事業者等に対して浄化槽の適正な管理を指導 |
| (5) 土壌環境の保全 | | | |
| 144 | ○良好な土壌環境を保全するため、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農業の適正使用等を促進します。 | 環境保全課 経営技術課 | ○有害物質を使用している事業場に対し、立入指導を実施した。 ○土壌診断に基づく適正な施肥や、農業使用基準に基づく農業の適正な使用を指導した。 |
| 145 | ○土壌汚染対策法に基づき、当該土地所有者等に対し、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に必要な応じて、土壌汚染状況調査の実施を指導します。 | 環境保全課 | ○水質汚濁防止法に基づく特定施設の場合、廃止届出が提出された段階で指導 ○土地利用協議等において、事業場等の移転や、その跡地の再開発等の土地改変の機会を捉えて、土壌汚染防止を事業者等に周知した。 |
| 146 | ○土壌の汚染状況が基準に適合しないことが報告された場合は、迅速に区域指定を行うとともに、健康被害の防止措置の適切な実施を指導します。 | 環境保全課 | ○土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設を廃止した事業場について手続が行われた。令和4年度末現在で、1区域を要措置区域に、3区域を形質変更時届出区域に指定した。 |
| 9 騒音・振動、悪臭等の防止 | | | |
| (1) 環境基準の類型指定等の推進 | | | |
| 147 | ○土地利用等の実状に応じ、騒音、振動の規制地域の設定や騒音に係る環境基準の類型指定の見直し等を推進します。 | 環境保全課 | ○市町村担当者研修会等で、土地利用等に応じた類型指定等について説明した。 |
| (2) 騒音・振動の防止 | | | |
| (2)-1 工場・事業場対策 | | | |
| 148 | ○騒音規制法や振動規制法、県公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、土地利用等の実状を踏まえて、必要に応じ騒音・振動に係る指定地域を適正に見直しします。 | 環境保全課 | ○市町村担当者研修会等で、法に基づく規制制度について説明した。 |
| 149 | ○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離等環境に配慮した土地利用の適正化を促進します。 | 都市計画課 | ○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離環境に配慮し、用途地域の決定等により、土地利用の適正な誘導を実施 |
| 150 | ○市町村による騒音・振動の実態把握を促進します。 | 環境保全課 | ○市町村担当者研修会等で、特定工場等、特定建設作業の届出受理、審査及び台帳の整備等について説明し、実態把握に努めるよう指導した。 |
| 151 | ○低騒音型機器の使用や防音壁の設置など、騒音・振動防止技術の普及を図ります。 | 環境保全課 | ○市町村担当者研修会等で、騒音、振動防止技術の普及について啓発を図った。 |
| 152 | ○低周波音に対する情報収集や提供に努めます。 | 環境保全課 | ○低周波音に関する情報を収集した。 |
| (2)-2 道路交通騒音・振動対策 | | | |
| 152 | ○公園・緑地、緩衝建築物等緩衝空間の設置など沿道土地利用対策を促進します。 | 都市計画課 | ○用途地域等の指定による土地利用の誘導等 |
| 153 | ○バイパスなどの道路網の整備、信号機の運用改善や速度規制の見直しなど交通流対策を推進します。 | 道路建設課 県警交通規制課 | ○幹線道路やバイパスなどの体系的な道路整備等を実施 ○円滑化対策として制御機の更新、感知器の更新、信号秒数の調整を実施した。（再掲No.099に同じ） |
| 154 | ○低騒音舗装による路面の改良や遮音壁、植樹帯の設置など必要に応じて道路構造対策の実施に努めます。 | 都市計画課 | ○市街地部の県道において、必要に応じて低騒音舗装や植樹帯を整備 |
| 155 | ○関係法令等に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化します。 | 県警交通指導課 | ○取締り要望等に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを推進し、令和4年度中、過積載違反を32件、整備不良等の違反を334件検挙 |
| 156 | ○騒音・振動対策の基礎のため、市町村等による測定を促進します。データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、市町村等による測定を促進します。 | 環境保全課 | ○18区間で、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施し、100%の達成率 |
| (2)-3 鉄道騒音・振動対策 | | | |
| 157 | ○九州新幹線鹿児島ルートについては、定期的に騒音測定を実施し、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成維持に努めます。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の防止に努めます。 | 環境保全課 | ○新幹線の騒音・振動の防止対策については、新幹線騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施した。騒音の達成率は36.4%（4/11地点） |
| 158 | ○在来鉄道については、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の実態把握やその防止に努めます。 | 環境保全課 | ○苦情があった場合、必要に応じ対応。 |

| | | |
|--------------------------|--|---|
| (2)-4 航空機騒音対策 | | |
| 159 | ○鹿児島空港や鹿児島飛行場については、定期的に騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、必要に応じ騒音の低減措置について関係機関へ要請するなど騒音の防止に努めます。 | 環境保全課 ○鹿児島空港及び鹿児島飛行場において、7地点ずつ測定した結果、全て環境基準を達成。 |
| 160 | ○その他の空港等については、必要に応じ騒音測定を実施し、実態把握に努めます。 | 環境保全課 ○苦情があった場合、必要に応じ対応。 |
| (2)-5 建設作業騒音・振動対策 | | |
| 161 | ○騒音規制法や振動規制法、県公害防止条例等に基づき、規制の周知や指導の徹底を図るとともに、低騒音・低振動型機種の導入を促進します。 | 環境保全課 ○市町村担当者研修会において、規制事務を周知徹底を図った。 ○低騒音・低振動型建設作業機械の法令上の取扱について、担当者研修会や文書で周知した。 技術管理室 ○工事にあたっては、建設業者に対し、「建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針」に基づき施工するよう指導 低騒音・低振動での施工を行うべき地域では、工事積算において各々対応 |
| (2)-6 近隣騒音対策 | | |
| 162 | ○飲食店等の深夜営業騒音や商業用等の拡声器騒音については、県公害防止条例等による規制の周知や指導の徹底を図ります。 | 環境保全課 ○苦情等については、市町村担当部署と協議しながら実態調査を行い対応した。 県警地域課 ○騒音苦情等の110番通報を県警本部通信指令室で受理し、警察署等に現場臨場を指令している。 県警生活安全企画課 ○県公安委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しつつ県内の各風俗営業店等の管理者に対する講習会を通じて、関係法令の規制等について指導を行っており、令和4年度は、28回開催し、497人の管理者を指導 ○通報による臨場や立入りにより指導等を実施した。 |
| (3) 悪臭の防止 | | |
| (3)-1 工場・事業場対策 | | |
| 163 | ○悪臭防止法や公害防止条例に基づき、規制の周知や指導の徹底を図ります。また、規制地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要に応じ適正に見直しします。 | 環境保全課 ○市町村担当者研修会で悪臭防止の徹底について周知啓発を行った。 |
| 164 | ○工場・事業場の立地等に際しては、悪臭が発生しない施設の整備を促進します。 | 環境保全課 ○市町村からの相談に対応した。 産業立地課 ○県管理の工業団地の土地取得者に対しては騒音、振動等による公害を発生させないように十分な防除の措置を講じることを立地協定書や土地売買契約書で規定するとともに、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めている。 |
| 165 | ○複合臭に対応するため、市町村における臭気指数規制の導入を促進します。 | 環境保全課 ○市町村への説明会等で解説した。 |
| (3)-2 畜産対策 | | |
| 166 | ○飼養規模に応じた堆肥舎、浄化処理施設など家畜排せつ物処理施設や脱臭施設等の整備を促進します。 | 畜産課 ○資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産クラスター事業等により、畜産農家17戸に対して家畜排せつ物処理施設等の整備を実施 |
| 167 | ○家畜排せつ物の適正処理はもとより、畜舎内外の清潔保持や農場周辺の環境美化などについて畜産農家への巡回指導を行い、環境と調和した畜産経営の実現を図ります。 | 畜産課 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施するとともに、地域住民からの苦情に対する改善を指導 ○畜舎及びたい肥舎等の周辺の環境美化を推進 |
| 168 | ○悪臭防止に関する技術の導入を促進します | 畜産課 ○適正な家畜排せつ物処理方法やたい肥等の土壌還元適正化を推進 |
| (4) 不快害虫等の適正な駆除 | | |
| 169 | ○ヤンバルトサカヤスデ等の不快害虫については、市町村による適正な駆除を促進するとともに、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において生態や駆除方法の調査研究に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○ヤンバルトサカヤスデのまん延防止のため、大学や民間の専門家等で組織する「ヤスデ対策検討委員会」を11月に開催するとともにまん延防止対策等に関する調査研究やまん延防止リーフレットを作成した。 |
| 170 | ○適正な駆除について住民への普及啓発を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○まん延防止リーフレットを作成 |
| 10 海岸漂着物対策の推進 | | |
| 171 | ○地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を開催 ○「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」を活用し、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策を実施 |
| 172 | ○海岸漂着物等の処理に関しては、民間団体や地域住民との協力・連携を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○海岸漂着物対策のリーフレットを作成 ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を開催 |
| 173 | ○学識経験者、民間団体、市町村等で構成される県海岸漂着物対策推進協議会において、海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し、民間団体や市町村と連携して、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○海岸漂着物対策のリーフレットを作成 ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を開催 |
| 174 | ○海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海岸等清掃について普及啓発を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○海岸漂着物対策のリーフレットを作成 |
| 175 | ○国が実施する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する調査研究に協力し、漂着ごみ組成調査を行います。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○漂着ごみ組成調査の実施 |
| 11 化学物質の環境安全管理 | | |
| (1) 包括的対策 | | |
| 176 | ○化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。 | 環境保全課 ○化学物質排出把握管理促進法に基づき、令和4年度は437事業所からのP R T R届出があり、これを受付し、国に送付した。 鹿児島県のP R T Rデータをまとめて県ホームページで公表した。 経営技術課 ○農業を使用する者が遵守すべき基準を定める省令に基づき、化学物質の適正管理を指導した。 |
| 177 | ○人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。 | 環境保全課 ○昭和59年度から環境省の委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、令和4年度は、モニタリング調査（水質、底質、生物、大気）と詳細環境調査（水質）を実施した。 |
| 178 | ○化学物質の環境への影響や濃度等について調査研究や情報収集に努めます。 | 環境保全課 ○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（4地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施した。 環境保健センター ○有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、過去使用されたものも含めた化学物質の環境残留性の実態把握のため、大気、水質、底質、生物のモニタリングや暴露量等の調査を実施 |
| 179 | ○化学物質に関する正確で分かりやすい情報の提供に努めます。 | 環境保全課 ○有害大気汚染物質、ダイオキシン類等に係る常時監視調査結果やP R T Rに係るデータをとりまとめ、県ホームページで公表した。 |
| 180 | ○ベンゼンやテトラクロロエチレンなど有害大気汚染物質について、健康影響や発生源に係る情報の集積を図るとともに、環境基準の達成維持に努めます。 | 環境保全課 ○有害大気汚染物質排出事業所等に立入検査を実施し、排出低減対策の推進について指導した。 |
| 181 | ○人の健康や水生生物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、関係法令に基づき、排水規制や地下浸透規制、農業の安全使用対策を適正に実施するとともに、廃棄物の適正な処理を促進します。 | 環境保全課 ○揮発性有機化合物の排出のおそれがある9事業場の監視指導を実施した。 ○有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（4地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施した。 経営技術課 ○工場・事業場に対する立入指導を行い、排水の監視・調査を実施した。 ○農業使用基準に基づく農業の適正な使用やゴルフ場への自主水質検査の実施を指導した。 |
| (2) ダイオキシン類 | | |
| 182 | ○ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、14施設の排出ガス、排水及び地下水を採取・分析し、ダイオキシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。 ○廃棄物焼却炉の設置者が実施したダイオキシン類の測定結果をとりまとめ公表した。 環境保全課 ○ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉以外の特定施設について、設置者による測定の実施と排出基準の遵守を指導した。 |

| | | | |
|--------------------------------|---|---------------------|---|
| 183 | ○大気や公共用水域（水質、底質）、地下水質、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します | 環境保全課 | ○「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌についてダイオキシン類常時監視調査を実施し、調査結果を県ホームページで公表した。 |
| 184 | ○県廃棄物処理計画等に基づき、ごみ処理の広域化を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、広域的な廃棄物処理施設の整備を促進 ○「鹿児島県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定 |
| 185 | ○ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃棄物の減量化やごみの分別の徹底を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進 |
| (3) PCB廃棄物 | | | |
| 186 | ○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」）や令和2年3月に改定した県PCB廃棄物処理計画に基づき、確実かつ適正な処理を推進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導 |
| 187 | ○PCB廃棄物が処理されるまでの間、各事業者における保管状況を調査し、適切に保管させるとともに、処理期限内に確実かつ適正な処理が進むよう指導します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導 |
| (4) その他の化学物質 | | | |
| 188 | ○農薬の適正な販売や使用を促進します。また、広域的に実施する松くい虫や水田等の航空防除については、関係法令に定める条件や留意事項等の遵守など安全対策を徹底します。 | 森づくり推進課 経営技術課 | ○松くい虫特別防除事業の実施に当たり、関係法令等に定める航空防除実施上の留意事項を遵守し、安全対策を徹底 ○「農薬適正使用推進期間」をもうけて農薬使用者等に対する広報と、農薬販売店等に対する研修会や立入検査の実施などにより農薬の適正使用を指導した。 ○有人ヘリコプター及び無人航空機による水稲等の航空防除の実施団体に対し、農薬安全使用対策を指導した。 |
| 189 | ○農薬に替わる害虫防除の方法として、天敵利用などの生物的防除や耕種的・物理的防除技術などを組み合わせた総合防除技術の開発を推進します。 | 農業開発総合センター | ○病害抵抗性等を付与した高付加価値の優良品種の育成 ○栽培技術やIPM技術を活用した防除技術確立試験を実施 |
| (5) 事故時における対策 | | | |
| 190 | ○有害化学物質に係る汚染の防止を図るため、今後とも関係機関と連携しながら、事故が発生した場合の応急措置や速やかな復旧、事故の状況の通報、その拡大や再発の防止措置など各種の対応に係る関係法令の周知・徹底を図ります。 | 環境保全課 水産振興課 | ○川内川、肝属川及び大淀川の一級河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二級河川でもマニュアルに準じて対応した。 ○県内で発生した油漂着や流出事故について、状況の把握に努めるとともに、防除、清掃が円滑に行われるよう支援 |
| 191 | ○魚などのへい死事故等については、連絡体制や応急対策、原因究明等について関係機関と連携又は協力し、適切な対応を図ります。 | 水産技術開発センター 環境保全課 | ○市町村からの依頼に応じて魚病等の面からの原因究明に努めた。 ○川内川、肝属川及び大淀川の一級河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二級河川でもマニュアルに準じて対応した。 |
| 10 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 | | | |
| 192 | ○川内原子力発電所周辺の環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表しながら、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図ります。 | 原子力安全対策課 | ○川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果について、年4回取りまとめて公表した。また、空間放射線測定装置（電子式線量計及び可搬型モニタリングポスト）について更新した。 |
| 193 | ○川内原子力発電所に関する安全協定の厳正な運用に努めます。 | 原子力安全対策課 | ○発電所の運転状況等に関し24件（安全協定に基づくもの）の連絡を受けるなど、安全協定を厳正に運用することにより発電所の状況把握と安全対策に万全を期した。 |
| 194 | ○広報紙「原子力だよりかごしま」の作成・配布等により、原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努めます。 | 原子力安全対策課 | ○各種調査結果や川内原子力発電所の運転状況等について紹介した広報紙「原子力だよりかごしま」を年3回発行 |
| 195 | ○環境放射線監視テレメータシステムや川内原子力発電所地震観測システムの運用など、県民に対する情報提供の充実を努めます。 | 原子力安全対策課 | ○環境放射線監視テレメータシステムを運用し、測定データについては、リアルタイムで県のホームページで公表 ○川内原子力発電所地震観測システムを運用し、川内原子力発電所の震度情報を県民に迅速に公表 |
| 196 | ○県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるとともに、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。 | 原子力安全対策課 | ○原子力防災訓練については、「県地域防災計画原子力災害対策編」に基づき、県及び関係市町の主催により、約210機関（年度間：約220機関）、約3,500人（年度間：約5,000人）の参加を得て実施 ○県原子力防災センターを訓練・研修で利用 |
| 第2節 地球環境を守る脱炭素社会づくり | | | |
| 1 温暖化防止に向けた気運の醸成 | | | |
| 197 | ○地球温暖化防止活動を県民が一体となって推進するため、地球環境を守るかごしま県民運動推進会議等の活動を促進するとともに、県や市町村、関係団体の連携を強化し、県民の環境保全意識の向上に努めます。 | 地球温暖化対策室 | ○企業、民間団体、行政の約160団体が構成団体である「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」総会等の開催 |
| 198 | ○毎月5日を「エコライフデー」に設定し、日常生活や事業活動における省資源・省エネルギーに関する意識の啓発を図るとともに、自主的実践活動を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「地球環境を守るかごしま県民運動」においてエコライフデーを定め、月別のテーマに沿った実践活動を促進 |
| 199 | ○事業者における温暖化対策を進めるため、クールビズ・ウォームビズの取組などを促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○エコスタイル（クールビズ・ウォームビズ）等に取り組む事業者（CO2ダイエット作戦宣言事業所）の募集・登録を行い、宣言事業所に対して地球温暖化防止に係る情報提供等を実施 |
| 200 | ○県や市町村、関係団体が連携して、アイドリングストップなどのエコドライブ運動を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○エコライフデーの月別テーマのうち、11月をエコドライブとし普及啓発を実施 |
| 201 | ○温室効果ガス排出の抑制等に関する事業者の意識を高めるため、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者等を表彰し、地球温暖化対策の普及促進を図ります。 | 地球温暖化対策室 | ○温室効果ガス排出削減計画を提出した事業者のうち計画期間が終了した事業者で他の事業者の模範となると認めるものを表彰（該当事業者なし） |
| 202 | ○県民や事業者、市町村等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入に対する理解を深め、その導入を促進するため、再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入の意義や必要性、導入方法等に関する情報提供を行うなど普及啓発活動を積極的に進めます。 | エネルギー対策課 | ○水素・再生可能エネルギーフェアを開催し、普及啓発を実施 |
| 203 | ○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定締結をさらに進め、協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づき、協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進 15企業17事業所（R5.3末時点） |
| 204 | ○「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、地球温暖化防止に関する情報提供など自主的な取組や団体の活動を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○平成16年6月に指定された、本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心として、HPや各種イベントでの情報提供などを実施 |
| 205 | ○県民や事業者の温暖化防止活動への指導・助言を行う「地球温暖化防止活動インストラクター」の活動を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○環境レターの審査や会議等における指導・助言 |
| 2 温室効果ガス排出削減対策の推進 | | | |
| (1) 二酸化炭素の排出抑制 | | | |
| 206 | ○県地球温暖化対策推進本部により、庁内関係機関と連携及び対策・施策の調整を図り、県地球温暖化対策実行計画に基づく対策・施策を総合的かつ計画的に進めます。 | 地球温暖化対策室 | ○庁内における地球温暖化対策推進本部幹事を開催し、各省庁における対策・施策や先進事例等の情報提供を行い横断的に取り組んでいる。 |
| 207 | ○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県自ら率先して地球温暖化防止活動に取り組めます。 | 地球温暖化対策室 | ○県自らが、事業者・消費者として、地球温暖化防止など環境保全に向けた取組を実施するため、「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーやリサイクルの徹底など、日常の行動を通じた環境への負荷の削減を推進、また、「県環境物品等調達方針」を定め、グリーン購入を推進 |
| 208 | ○県地球温暖化対策推進条例に規定される特定事業者に対して、提出が義務づけられている温室効果ガス排出抑制計画及び実施状況報告等について必要な指導や助言を行います。 | 地球温暖化対策室 管財課 | ○県内の特定事業者等から提出された温室効果ガス排出削減計画書（156者）及び実施状況報告書（156者）の公表 ○県庁舎、各地域振興局及び支庁等庁舎に設置してある空調機について、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を実施 ○県庁舎、各地域振興局及び支庁等庁舎に設置してある圧縮機7.5kw以上の空調機について、フロン排出抑制法に基づく定期点検を実施 |

| | | | |
|---|--|--------------|---|
| 209 | ○環境への取組を効果的・効率的に行うシステムであるISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○環境マネジメントシステムの必要性や企業が取り組むメリット、県内導入企業を紹介する動画を作成し、導入を推進 |
| 210 | ○県内のエネルギー起源二酸化炭素排出量の約4割を占める運輸部門の対策を強化するため、電気自動車等の普及に向けた充電インフラ整備を促進します。 | エネルギー対策課 | ○電気自動車等の充電設備整備事業により、電気自動車等の充電設備の導入経費に対する補助を実施した。 |
| 211 | ○ノーマイカーデー、エコ通勤等の公共交通機関や自転車の利用促進、アイドリングストップやエコドライブの啓発に努めるとともに、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車への転換を促進します。 | 交通政策課 | ○県内公共交通機関の利用促進に資するWebサイト「交通ナビごしま」の運営 ○各バス事業者において、運行ダイヤの改善など利用者の利便性向上策を実施 ○県においては、国の補助制度等を活用し、広域的・幹線的なバス路線の運行等や低床バスの導入に係る補助を実施し、国においては、低公害車の導入に係る補助を実施 ○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通を運行 |
| | | 地球温暖化対策室 | ○ノーマイカーデーやエコドライブへの取組、環境性能の高い車の購入の選択など、「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を定めて実践行動を推進 また、関係市、運輸事業者及び経済団体等で構成する「鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会」において、鹿児島都市圏における通勤手段を、可能な限りマイカーから公共交通機関等へ転換を進める「エコ通勤」に取り組み、自動車・バイク通勤者を対象とした毎週水曜日のバス・市電の運賃を割り引く「エコ通勤特別割引制度」を実施 |
| 212 | ○公的機関における電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入を促進するとともに、民間における普及促進に努めます。 また、県の公用車の更新の際は、電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入に努めます。 | 地球温暖化対策室 | ○県自らが低公害車や低燃費車の導入、アイドリング・ストップの励行など環境保全に取り組む「県庁環境保全率先実行計画」を推進 |
| | | 管財課 | ○電気自動車1台、ハイブリッド自動車41台を購入した。(管財課集中調達のみ) |
| 213 | ○バス交通サービスの充実や在来鉄道の活性化、交通ターミナルのバリアフリー化により、利便性の高い多様な公共交通ネットワークを形成し、公共交通機関の利用を促進します。 | 交通政策課 | ○県内公共交通機関の利用促進に資するWebサイト「交通ナビごしま」の運営 ○各バス事業者において、運行ダイヤの改善や低床バスの導入など利用者の利便性向上策を実施 ○県においては、国の補助制度等を活用し、広域的・幹線的なバス路線の運行等や低床バスの導入に係る補助を実施 ○県内を運行する新幹線や観光列車及び沿線の魅力を発信する沿線ガイドマップ(英語版)を配布 ○一部の市町村において、コミュニティバスやデマンド型交通を運行 ○鉄道事業者によるバリアフリー化の取組を国や地元自治体と連携し支援 |
| 214 | ○長距離物流の効率化及び地球温暖化防止の観点から、陸上トラック輸送から海上輸送又は鉄道輸送への転換を図るモーダルシフトを促進します。 | 交通政策課 | ○国土交通省において実施された「モーダルシフト等推進事業」が有効に活用されるように、運送事業者に対して周知を行った。 |
| 215 | ○省エネ診断や設備投資に関する融資制度など、温暖化対策に係る情報の提供を行います。 | 地球温暖化対策室 | ○カーボンニュートラルフェア等のイベントやホームページで情報の提供を実施 |
| 216 | ○省エネ家電やLED照明、高効率給湯器等の導入を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○カーボンニュートラルフェア等のイベントやホームページで情報の提供を実施 |
| 217 | ○LEDを使用した信号機の積極的な導入を推進します。 | 県警交通規制課 | ○LED式の信号灯器を積極的に導入(1,347灯整備)し、交通の安全と円滑化を推進するとともに、二酸化炭素の削減及び省エネルギー化を図った。 |
| 218 | ○市街地の緑化の推進や省エネルギーに貢献する環境共生住宅の整備など環境にやさしいまちづくりを促進します。 | 住宅政策室 | ○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供 |
| 219 | ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、建築物のエネルギー消費性能の適合性判定や届出の審査・認定等を実施し、建築物の省エネルギー化を促進します。 | 建築課 | ○建築物のエネルギー消費性能の適合性判定について適切に審査すると共に、届出のあった建物で基準を満たしていない場合は、指導または助言を行い、建築物の省エネルギー化を促進している。 |
| 220 | ○世界自然遺産の屋久島において、石油源を燃料とすることなく、CO ₂ の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを促進する「屋久島CO ₂ フリーの島づくり」を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○かごしま低炭素社会モデル創造事業(屋久島)として、有識者による研究会や屋久島低炭素社会地域づくり協議会との意見交換、電気自動車用急速充電設備の維持管理により「屋久島CO ₂ フリーの島づくり」の取組を推進 |
| 221 | ○地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入及び水素エネルギーの利活用を促進します。 | エネルギー対策課 | ○水素エネルギー利活用促進検討協議会の開催や、先進地視察の実施など水素エネルギーの利活用促進に向けた取組を実施 |
| 222 | ○木質資源や家畜排せつ物、焼酎粕などの未利用資源については、バイオマスエネルギーやバイオマス資源としての有効活用を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○廃棄物の適正処理を推進 |
| | | エネルギー対策課 | ○安定的な発電が期待できる再生可能エネルギー(家畜排せつ物によるメタン発酵ガス化発電等)の導入に必要な実証事業計画の作成を実施 |
| | | 畜産課 | ○鶏ふん発電施設等が稼働中 |
| 223 | ○事業者等が自ら削減できない二酸化炭素排出量について、県全体で埋め合わせする「カーボン・オフセット」を普及・促進します。 | 森林経営課 | ○事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、「かごしまエコファンダ制度」によるカーボン・オフセットの取組を推進 |
| 224 | ○地球温暖化に起因する気候変動の影響に対し、国の研究成果等を踏まえながら、農業生産全般における対応技術・品種の開発などの適応策を推進します。 | 経営技術課 | ○開発された研究成果について、現地実証や研修会・情報誌による情報発信を実施し、対応技術や品種の普及を推進した。 |
| | | 農業開発総合センター | ○気象変動等の影響による生育不良や生理障害等発生を緩和・軽減する園芸品目生産技術の開発に向けた試験を実施 ○水稲の高温不稔を回避する育種素材の系統育成や、高温の影響で発生が多くなっている白米熟粒等の品種間差の解明を共同研究により実施 |
| 225 | ○「県気候変動適応センター」において、気候変動に関する情報の収集・整理・提供等を行います。 | 地球温暖化対策室 | ○気候変動に関するパンフレットを作成し、市町村、県民、事業者等に配布 |
| | | 環境保健センター | ○気候変動適応に関するパンフレットや県ホームページにより情報発信に努めるとともに、県の研究機関等と連携会議を開催し、情報交換を実施 |
| (2) 廃棄物の減量化・リサイクルの促進 | | | |
| 226 | ○廃棄物の減量化を促進するとともに、廃棄物を再利用可能な資源として捉え、リサイクルを促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進 |
| 227 | ○廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーを効率的に回収する施設の整備を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、熱回収施設等の整備を推進 |
| 228 | ○県民、事業者、行政が一体となって、マイバッグ(買物袋)を活用し、レジ袋の削減等に取り組む「鹿児島県マイバッグキャンペーン」を推進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○令和2年7月から通年で「マイバッグキャンペーン」を実施し、ポスター等配布により広報・啓発を行い、市町村、関係団体、事業者等にも協力を依頼するとともに、県内18企業944店舗の参加を得て、10月の強化期間中に1,977万枚のレジ袋を削減 |
| (3) その他の温室効果ガスの排出抑制 | | | |
| (3)-1 環境と調和した農業の推進によるメタン・一酸化二窒素の排出抑制 | | | |
| 229 | ○家畜排せつ物等の適正処理と良質堆肥生産技術の開発・普及を通じて、メタンなど温室効果ガスの排出抑制に努めます。 | 経営技術課 畜産課 | ○家畜排せつ物の適正処理に向けた良質堆肥の生産技術を普及した。 ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施 |
| 230 | ○栽培管理技術の開発・普及を通じて、農地におけるメタン・一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出抑制に努めます。 | 農業開発総合センター | ○農地におけるメタンや一酸化二窒素の発生量を低減する管理技術の開発を共同研究により実施 |
| (3)-2 フロン対策の推進 | | | |
| 231 | ○フロン排出抑制法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、オゾン層の破壊や温室効果を有するフロン類の適正処理を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○自動車リサイクル法に基づき、令和4年度末現在、フロン類回収業者89業者が知事の登録を受けて、カーエアコンのフロン回収を実施 ○フロン排出抑制法に基づき、令和4年度末現在、第1種フロン類充填回収業者631業者が知事の登録を受けて、業務用冷凍空調機器のフロン回収を実施 |
| 232 | ○代替フロンについても、高い温室効果を有することから、関係法令に基づき適正な処理を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○代替フロン等の適正な処理を促進するため、業務用冷凍空調機器の管理者等に対して立入調査を実施 |
| 233 | ○ノンフロン製品の普及を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○オゾン層保護対策を推進するため、ポスター等によりノンフロン製品の普及を啓発 |
| 234 | ○フロンの排出抑制に係るチラシやポスター、パンフレット等の配布等により、普及啓発に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○オゾン層保護対策を推進するため、ポスター等によりオゾン層保護、地球温暖化対策に係るフロン類の適正な回収・処理について普及啓発 |

| 3 多様で健全な森林づくりの推進 | | |
|---|--|---|
| (1) 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進 | | |
| 235 | ○二酸化炭素の吸収源としての森林の適切な保全・整備を図るため、間伐等の森林整備を通じて、二酸化炭素を吸収し、長期にわたって固定しうる森林づくりに努めます。 | 森林経営課 かごしま材振興課 ○森林による二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・増進に資するため、間伐(2,042ha)、人工造林(1,047ha)等を実施 ○健全で多様な機能を発揮する森林を育成するため、間伐(2,042ha)を実施した。 |
| 236 | ○公園緑地の整備等による都市地域の緑化に努めます。 | 都市計画課 ○県内において都市公園の整備を進めるとともに、県管理の街路の緑化を実施 |
| 237 | ○県地球温暖化対策推進条例に基づき、森林整備等による二酸化炭素吸収量等を県が認証することにより、事業者や団体等における地球温暖化対策の取組を推進します。 | 森林経営課 ○「かごしまCO ₂ 吸収量等認証制度」により、企業等が自ら行う森林整備活動に伴うCO ₂ 吸収量等を認証し、企業や団体等における地球温暖化対策の取組を推進 |
| (2) 多様で健全な森林づくりの推進 | | |
| 238 | ○計画的な森林の整備を推進するため、森林の立地条件や地域特性を踏まえ、長伐期施業や複層林施業、広葉樹林化など多様で健全な森林づくりを推進します。 | 森林経営課 ○立地条件や地域特性に即した多様な森林づくりを推進するため、広葉樹林や針広混交林、長伐期林等へ誘導する施業を実施 |
| 239 | ○森林を社会全体で守り育てる取組として、「環境を育む企業の森林づくり」を推進します。 | 森づくり推進課 ○森林づくりへの参画を希望する企業に対し、企画・立案等の助言・指導を実施(12社) |
| 240 | ○人工林の計画的伐採、地域の特性に配慮した適地適木による伐採跡地の造林及び集団的な保育・間伐を進めます。 | 森林経営課 ○森林資源の充実や森林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、人工造林(1,047ha)や下刈(2,994ha)等を実施 |
| 241 | ○森林の適正管理と併せて保安林の指定の促進や治山施設の整備等を行い、水資源の涵(かん)養機能の高度発揮や災害に強い県土の形成を図ります。 | 森づくり推進課 ○水源かん養保安林や土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の保安林を新たに121ha指定 |
| 242 | ○都市近郊林や里山林など優れた自然景観の保全を図ります | 森づくり推進課 ○雑木竹林の伐採整理(1市、1.02ha)、マツへの薬剤の樹幹注入(7市町村、389本)を実施 |
| 243 | ○松くい虫被害の防止や野生鳥獣による農林業被害の防止を図ります。 | 自然保護課 ○農政担当部局や市町村と連携し、有害鳥獣捕獲対策により農林業被害防止に努めた。 森づくり推進課 ○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布651ha、地上散布140ha、伐倒駆除等281㎡を実施 |
| 第3節 再生可能エネルギーを活用した地域づくり | | |
| (1) 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 | | |
| 244 | ○自然環境に配慮しつつ、森林、畜産、温泉や広大な海域等に恵まれた、本県の多様で豊かな資源を最大限活用した再生可能エネルギーを導入します。 | エネルギー対策課 ○安定的な発電が期待できる再生可能エネルギー(家畜排泄物によるメタン発酵ガス化発電等)の導入に必要な実証事業計画の作成を実施 |
| (2) 県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進 | | |
| 245 | ○事業者による再生可能エネルギー導入を促進するとともに、県や市町村による公共施設への再生可能エネルギー導入を積極的に進めるなど、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携して再生可能エネルギーの導入を促進します。 | エネルギー対策課 ○自立・分散型エネルギー導入支援事業による、蓄電池や再生エネルギー設備導入に対する補助の実施 ○離島の県有施設を対象に、太陽光発電システムの導入に向けた調査・検討を実施や本県の地域特性を活かしたエネルギーをシェアするまちづくりを実現するため、県有施設2箇所を対象に実証プランを作成 ○市町村担当者会議などを通じた情報提供を実施 |
| (3) 再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上 | | |
| 246 | ○再生可能エネルギーに関する情報等を収集し、県民、事業者、市町村等に提供することにより、再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上に努めます。 | エネルギー対策課 ○県ホームページ等を活用した普及啓発を実施 |
| (4) 再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制 | | |
| 247 | ○県民、事業者、行政は、その事業活動及び日常生活において、再生可能エネルギー等の優先的な利用を図り、温室効果ガスの排出抑制に努めます。 | エネルギー対策課 ○県ホームページ等を活用した普及啓発を実施 |
| (5) 地域資源の利用、再生可能エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化 | | |
| 248 | ○地域の資源を地域で利用することや、再生可能エネルギーに関連する企業・人材の育成などにより、雇用の創出や地域の活性化につなげます。 | エネルギー対策課 ○自立・分散型エネルギー導入支援事業により、地域特性を生かした再生可能エネルギーの地産地消を促進するため、再生エネルギー設備や蓄電池の導入経費の補助を実施した。 |
| (6) 地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施 | | |
| 249 | ○事業者に対して、再生可能エネルギーの導入に関する助言を行うとともに、関係法令や資源エネルギー庁が制定した「事業計画策定ガイドライン」等の遵守について指導を行い、地域と共生した適正な事業実施に努めます。 | エネルギー対策課 ○各自治体の取組やトラブル事例について情報共有及び意見交換、適正な事業実施に関する先進的な事例の紹介等を行う、市町村担当者会議を実施 |
| 第4節 環境負荷が低減される循環型社会の形成 | | |
| 1 ごみの排出抑制・リサイクル等の促進 | | |
| (1) 一般廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの促進 | | |
| 250 | ○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」等と連携しながら、県マイバックキャンペーンや3Rの取組を展開するなど、ごみの排出抑制等について、普及啓発を行います。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○令和2年7月から通年で「マイバックキャンペーン」を実施し、ポスター等配布により広報・啓発を行い、市町村、関係団体、事業者等にも協力を依頼するとともに、県内18企業944店舗の参加を得て、10月の強化期間中に1,977万枚のレジ袋を削減 |
| 251 | ○食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、消費者及び食品関連事業者等の食品ロスの削減に関する理解と関心を高めるとともに、協働による取組を促進します。 | 消費者行政推進室 ○食の安心・安全メールや県政出前セミナー等の情報発信を利用した食品ロス問題認知度向上のための取組を実施 ○食品ロス削減月間(10月)にキャンペーンを行い、掲示等で周知啓発を実施 ○民間企業との連携協定を締結 |
| 252 | ○一般廃棄物のリサイクルを促進するとともに、リサイクル製品の積極的な活用を促し、市町村と連携し、県民や事業者への普及啓発を行います。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○廃棄物全般の減量化やリサイクルの促進を目的とした「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」を開催し、廃棄物の減量化やリサイクル推進のための連絡調整、各種方策についての協議及び情報交換を実施 |
| 253 | ○バイオプラスチックへの代替促進については、バイオマスプラスチック導入拡大に向けた国の施策の展開や関係主体の取組など情報収集に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○バイオマスプラスチック導入拡大に向けた国の施策等の情報収集を実施 |
| 254 | ○容器包装リサイクル法の円滑な運用を図るため、市町村や関係事業者等に対する助言、情報提供に努めるとともに、リサイクル関連施設の整備を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○容器包装リサイクル法の円滑な運用を図るため、市町村に対し、第9期分別収集計画に基づく分別収集についての情報提供など、必要な助言を実施 ○第10期分別収集計画を策定し、令和5年度以降の取組を促進 |
| 255 | ○家電リサイクル法に基づき、対象となる家電4品目についてリサイクルを促進するとともに、離島地域への指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望 |
| 256 | ○小型家電リサイクル法に基づき、市町村等と連携し、レアメタル等の貴重な資源を含む使用済み小型電子機器等の再資源化を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○市町村の財政負担を軽減し小型家電リサイクルの取組が促進されるよう、離島市町村に対する財政支援について国に要望 |
| 257 | ○自動車リサイクル法に基づき、使用済み自動車の適正処理やリサイクルを促進するとともに、離島対策支援事業を活用し、離島における使用済み自動車のリサイクルを円滑に進めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業(公財)自動車リサイクル促進センター)の円滑な運用を促進 |
| (2) ごみの処理体制の整備 | | |
| 258 | ○将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化とともに、地域の特性や必要に応じた一般廃棄物処理施設の計画的・総合的な整備を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、広域的な廃棄物処理施設の整備を促進 ○「鹿児島県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定 |
| 259 | ○一般廃棄物の焼却施設や資源化施設などによるごみ処理について、適正な処理を推進するため、廃棄物処理法の規定に基づく維持管理が行われるよう必要な助言・指導を行います。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○市町村において、廃棄物処理法の規定に基づく維持管理が行われるよう必要な助言・指導を実施 |
| 260 | ○し尿については、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備により適正な処理を図るとともに、堆肥化等への再資源化を図る汚泥再生処理センターの整備を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、汚泥再生処理センターの整備を促進 生活排水対策室 ○生活排水処理施設の整備を促進 令和4年度末汚水処理人口普及率84.8% |

| | | | |
|--|--|-----------------------|---|
| 261 | ○市町村が策定する災害廃棄物処理計画について、「県廃棄物処理計画」等を踏まえ、その策定に対し助言するなど必要な支援を行います。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○国と連携して、計画策定の相談等に対応。令和5年3月までに40の市町村で計画策定済み |
| 262 | ○災害廃棄物の処理体制について、大規模災害を想定し、国、他県及び業界団体等との広域連携体制の確立を進めるとともに、新型インフルエンザ等の感染症拡大時においても廃棄物処理が継続できる体制の確保を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○災害発生時における対応力の向上を図るとともに、災害廃棄物処理に必要な具体的な作業手順、情報共有に必要な事項や支援に関する連携調整事項等を確認するため、国や市町村等と図上演習（Web）を実施 |
| (3) ごみの適正処理の推進 | | | |
| 263 | ○不法投棄防止に係る市町村の条例制定や先進事例について、情報を提供するなど支援に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○家電・自動車リサイクルの円滑な推進のため、市町村に不法投棄未然防止事業協力の公募の周知を実施 |
| 264 | ○地域において自主的な活動を行っている地域環境衛生団体の活動を支援します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○地区衛生組織指導者を中心に、地区の環境衛生上の諸問題の改善（地区診断）、衛生知識の水準の引き上げ（ブロック研修会）に取り組み、地域の環境衛生向上、地域衛生組織の育成を促進 |
| 265 | ○ごみ処理事業の効率化の促進、適切な収集体制の確保、ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進を図られるよう、市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言を行います。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○ごみ処理事業の効率化の促進、適切な収集体制の確保、ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進を図られるよう、市町村に対し、必要な助言を実施。 |
| (4) 普及啓発及び情報公開の推進 | | | |
| 266 | ○県民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に対する負荷の軽減に努める自主的な活動を促進するため、県民や事業者、行政が一体となって省資源・省エネルギーなど地球環境の保全のための具体的な実践活動を推進する「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開や環境教育、環境学習を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○廃棄物の減量化やリサイクルを「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目として定め、また、エコライフデーの1月、3月のテーマをごみ減量、3R運動と定めて実践行動を推進 |
| 267 | ○一般廃棄物に関する排出量や処理状況等の情報を的確に把握し、広く県民に公開します。 また、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民の信頼を確保し理解を得るため、積極的な情報公開を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○県内のごみ、し尿の排出処理の実態について、環境省の照会により、令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査を実施（結果は環境省がホームページで公表） |
| (5) プラスチックごみ削減の推進 | | | |
| 268 | ○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」等と連携しながら、プラスチックごみの排出抑制やバイオプラスチックなど代替素材の積極的な利用が促進されるよう、先進的な取組の紹介や研修など普及啓発に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○令和2年7月から通年で「マイバッグキャンペーン」を実施し、ポスター等配布により広報・啓発を行い、市町村、関係団体、事業者等にも協力を依頼するとともに、県内18企業944店舗の参加を得て、10月の強化期間中に1,977万枚のレジ袋を削減 |
| 269 | ○国において、容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから、その動向を把握し市町村への情報提供等に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○一括回収の円滑な推進のため、市町村に国からの通知等について周知を実施 |
| 270 | ○事業所から排出される廃プラスチック類については、国において、業種の実態を踏まえた分別・リサイクルを促す環境整備などを進めるとされていることから、その動向を把握し事業者等への情報提供等に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○市町村を通じて、国の公募事業等についての周知を実施 |
| 271 | ○地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○海岸漂着物対策のリーフレットを作成 ○「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を開催 |
| 272 | ○海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海岸等清掃について普及啓発を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○海岸漂着物対策のリーフレットを作成 |
| 2 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進 | | | |
| (1) 産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進 | | | |
| 273 | ○産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対し、排出抑制や減量化、リサイクルに関する産業廃棄物処理計画の作成を指導します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）の145事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）の28事業所が処理計画を策定 |
| 274 | ○排出事業者が取り組む環境マネジメントシステムの導入を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進に係る情報提供等を実施 |
| 275 | ○基準を満たしたリサイクル製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定することによりリサイクル製品の市場拡大を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○23製品を認定 |
| 276 | ○産学官連携による産業廃棄物のリサイクル技術等の向上や産業廃棄物処理業者の排出抑制やリサイクルに対する取組を支援します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○廃プラスチックに関するセミナー開催、アドバイザー派遣を実施 |
| 277 | ○事業所から排出されるプラスチックについては、分別・リサイクルを促す環境整備や排出事業者が自ら行う高度リサイクルの環境整備を進めるとされていることから、これらの動向を把握し事業者等への情報提供等に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○市町村を通じて、国の公募事業等についての周知を実施 |
| 278 | ○県の公共事業等から発生する産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルに努めるとともに、積極的にリサイクル製品の使用を図ります。また、市町村等の公共事業や民間工事においても同様の対策がとられるよう要請します。 | 技術管理室 | ○「県における再生資源活用工事実施要領（土木）」を平成5年4月から運用し、公共工事から発生する建設廃棄物の「発生の抑制」、「再利用の促進」、「適正処理徹底」を実施 ○国、県、市町村、建設業協会等で組織する「建設副産物対策連絡会議」を県内12か所設置し、建設副産物に関する情報交換等を実施 ○平成14年5月30日からの「建設リサイクル法」の全面施行に伴い、建設副産物の再資源化等を推進 |
| 279 | ○食品関連事業者による食品循環資源の発生抑制及び再生利用の促進のために、食品リサイクル法の周知を図ります。 | 農政課（かごしまの食輸出・ブランド戦略室） | ○食品リサイクル法について、県ホームページ等で周知 |
| 280 | ○資源循環関連企業の立地を促進します。 | 産業立地課 | ○環境・新エネルギー関連企業の立地に向け誘致活動を展開 |
| (2) 産業廃棄物処理施設の整備促進 | | | |
| 281 | ○県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的考え方のもと、産業廃棄物処理施設の適正な配置を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○処理施設設置許可件数19件 |
| 282 | ○産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、地域住民の相互理解及び市町村との連携を図りながら、環境保全協定の締結を指導するなど生活環境の保全等に十分配慮します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施 事前協議完了34施設 |
| 283 | ○中間処理施設については、産業廃棄物の無害化や減量化、リサイクルを推進するために必要な施設であり、地元市町村長の意見を聴きながらその整備を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づき、事前協議を実施。中間処理施設に係る事前協議完了34施設 |
| 284 | ○安定型最終処分場については、一定の残余容量が確保されていますが、産業廃棄物の発生量や地元市町村長の意見を聴きながら整備を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議を実施することとしている。 |
| 3 産業廃棄物の適正処理の推進 | | | |
| (1) 適正処理の推進 | | | |
| 285 | ○講習会や研修会等を通じて、「排出事業者処理責任の原則」の普及啓発に努めるとともに、必要な立入を行い、適正処理を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物適正処理講習会において、排出事業者・処理業者に対して廃棄物処理法等について説明 |
| 286 | ○太陽光発電施設を設置する事業者に対し、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」の普及啓発を行うなど、適正処理を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○講習会等において、排出事業者・処理業者に対して廃棄物処理法等について説明 |
| 287 | ○不法投棄等の防止を図るため、事務処理が効率化され、データの透明性が確保されるという利点がある電子manifestの普及を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○manifest制度の周知徹底を図るため、各種講習会での説明を実施 |
| 288 | ○処理業者に対する講習会や研修会等を通じて、処理基準の遵守の徹底を指導するとともに、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を活用しながら、優良な処理業者の育成に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物適正処理講習会において、排出事業者・処理業者に対して廃棄物処理法等について説明 ○優良産業廃棄物処理業者を認定（137件） |

| | | | |
|-------------------------------|---|-------------------|--|
| 289 | ○産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、「不法投棄110番」の運用や毎年11月の「不法投棄防止強化月間」の取組、不法投棄監視ネットワークの拡大など、不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物適正処理監視指導員による不法投棄監視パトロールを実施 11月を不法投棄防止強化月間と定め、月間内に広報等により産業廃棄物の不法投棄防止に対する県民の意識高揚を図るとともに、関係部局、機関と連携して集中的な合同監視パトロールを実施 |
| 290 | ○安定型最終処分場の設置者に対しては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう搬入管理の徹底を指導するとともに、定期的な水質検査を実施するよう指導します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○最終処分場に対して、監視指導を実施 |
| 291 | ○焼却施設の設置者に対しては、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう燃焼管理の適正化や処理施設の改善、排ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定について指導します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、14施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析し、ダイオキシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。 |
| 292 | ○不法投棄が発生した場合、廃棄物処理法に基づく措置命令等の行政処分を厳格に行います。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○廃棄物処理法に基づく行政処分 許可の取消2件、事業の停止3件、改善命令1件 |
| 293 | ○県外産業廃棄物の県内への搬入については、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、事前協議を適切に運用します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱等に基づき事前協議を実施 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議承認件数143件 |
| (2) 普及啓発及び情報公開の推進 | | | |
| 294 | ○産業廃棄物は、県民の日常生活に密接な関わりのある事業活動に伴い、必然的に発生するものであることから、産業廃棄物の処理の現状や施策等について県民に周知し、理解と協力が得られるよう努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物処理に係る先進地視察の実施 |
| 295 | ○リサイクル製品の積極的な利用や消費拡大について、普及啓発を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物のリサイクル等を促進し、循環型社会の形成を推進するため、「かごしま認定リサイクル製品」認定制度を実施 |
| 296 | ○産業廃棄物処理施設の信頼性や安全性に対する県民の理解が得られるよう処理施設の設置や維持管理に関する情報を県民に公表します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○廃棄物処理法に基づいて県民に公開 |
| 第5節 良好な環境を支える共通施策の推進 | | | |
| 1 環境影響評価等の推進 | | | |
| 297 | ○環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。 | 環境林務課 | ○環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき、開発行為を行うおとす者に対し環境影響評価が適正かつ円滑に実施されるよう審査指導を行った。 |
| 298 | ○環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図ります。また、環境影響評価の実施の参考となる事例の提供に努めます。 | 環境林務課 | ○審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図るため、各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。また、環境の保全の見地から述べた知事意見をホームページに掲載した。 |
| 299 | ○国土利用計画法や大規模取引事前指導要綱、土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。 | 環境林務課 | ○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導した。 |
| 300 | ○事業の計画段階における環境影響評価（戦略的環境アセスメント）について、必要に応じ導入について検討します。 | 環境林務課 | ○戦略的環境アセスメントに係る情報収集に努めた。 |
| 301 | ○県環境影響評価条例については、環境影響評価法等の改正を踏まえ、必要に応じ条例改正の検討を行います。 | 環境林務課 | ○鹿児島県環境影響評価条例施行規則を改正し、令和4年度10月1日から鹿児島県環境影響評価条例の対象事業に風力発電所を追加した。 |
| 2 環境教育・環境学習の推進 | | | |
| (1) 環境教育・環境学習の機会提供 | | | |
| 302 | ○学校において、理科、社会、道徳、総合的な学習の時間などで、自然の豊かさやそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等についての学習及び体験的な活動等の環境教育を推進します。 | 義務教育課 | ○教科や総合的な学習の時間等で環境教育として、地域の特性を活かした体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導 |
| 303 | ○学校における環境教育を総合的に推進するため、体験的環境学習指導手引書の活用、体験学習の積極的な導入など幅広く環境教育を展開するとともに、環境教育を進めるための教員の研修や情報等の提供を推進します。 | 義務教育課 | ○学校における環境教育を総合的に推進 ①児童・生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法の研究・普及等に努めている。 ②教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催 ③学校での研修会等への講師派遣や各種情報の提供 |
| 304 | ○環境教育・環境学習の場の提供や人材の支援を促進するため、屋久島環境文化村中核施設（屋久島環境文化センター、屋久島環境文化研修センター）、県環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、大学等教育機関、事業者、民間団体等の相互連携を推進します。 | 地球温暖化対策室 自然保護課 | ○「学ぶ環境体験学習塾」、「体験活動の場の活用」等をおして、相互連携を推進した。 ○奄美野生生物保護センターと共催し、身近な自然やその保全への関心を高めるため群島内児童生徒から作品を募り、自然をテーマとした絵画展「第23回やせいのいきもの絵画展」を開催し、環境教育・環境学習の場の提供を行った。 |
| 305 | ○環境に関するデータ、人材、教育プログラム、教材など環境保全活動に関する情報提供の充実を図ります。 | 地球温暖化対策室 環境保全課 | ○県ホームページ等を活用し、エコクラブ、環境学習指導者人材バンク等環境学習に関する情報を提供 ○6月の環境月間に合わせ、県内の4中学校において環境教育授業を実施した。 |
| 306 | ○自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進します。 | P R観光課 自然保護課 | ○霧島錦江湾国立公園霧島山登山道の整備・管理などを実施 ○屋久島において、「自然・文化体験セミナー」を年4回実施 |
| (2) 自主的な環境学習や環境保全活動の促進 | | | |
| 307 | ○グリーンマスター及び自然観察指導員等のリーダーの育成・確保を図ります。 | 自然保護課 森づくり推進課 | ○「屋久島研究講座」を年2回実施 ○グリーンマスターの認定（実績なし） |
| 308 | ○自然保護推進員等による地域住民や自然公園の利用者に対する公園利用上のルール・マナー等の普及啓発を図ります。 | 自然保護課 | ○自然公園のある市町村に46名を配置し、自然公園内のパトロールの実施や利用者に対する自然公園内の特色解説、利用上のルール、マナーなどの指導を行うとともに、自然保護、自然環境全般に関する情報収集を行った。 |
| 309 | ○環境学習指導者人材バンクの充実及び活用促進を図り、自主的な環境学習を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○人材バンクに26人登録し、県ホームページで公開（R5.3末時点） |
| 310 | ○環境月間等におけるキャンペーンやスターウォッチング、自然観察会、水辺美化活動、グリーン購入、省資源・省エネルギー運動等を通して、県民の環境保全意識の啓発を図ります。 | 地球温暖化対策室 | ○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、環境保全意識の高揚を図るための重点行動項目を定めて実践行動を推進 |
| 311 | ○次世代を担う子どもたちが自主的に環境学習や環境保全活動を行う「子どもエコクラブ」の活動を支援し、設置を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○令和4年度は、17クラブ（会員1,011人）が登録 |
| 312 | ○子どもたちの環境に対する理解や意識を高めるため、「かごしま子ども環境大臣」の取組をさらに推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生9名を、子ども環境大臣に任命 ○子ども環境大臣サミットを12月26日に開催、かごしま子ども環境宣言2022を作成 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加 |
| (3) 環境教育・環境学習施設の活用 | | | |
| 313 | ○環境について体験・学習できる屋久島環境文化村中核施設等の積極的な活用を図ります。 | 自然保護課 | ○「自然・文化体験セミナー」、「ふるさとセミナー」、「研修受入事業」、「出張屋久島講座」等を実施した。（R4年度屋久島環境文化村センター入館者42,417人、研修センター入館者5,555人） |
| 314 | ○環境保健センターにおける環境教育・環境学習や研修、情報の収集・提供などに努めます。 | 環境保健センター | ○環境保健センターの来訪者及び研修生に対し、大気や水質の各種パネル等を使用して学習する機会を提供 ○中学校で開催している環境教育において、大気測定車を公開するとともに県内の大気環境の状況説明を実施 |
| 315 | ○ビオトープ等自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。 | P R観光課 | ○自然保護思想の高揚を図るため、桜島ビジターセンター及び高千穂河原ビジターセンターの管理運営を行うとともに高千穂河原VCIについては、展示改装に係る工事を実施 |
| 316 | ○地球温暖化対策として県立学校や公立小中学校に整備した屋上緑化や太陽光発電の施設を環境教育に活用します。 | 学校施設課 | ○県立学校、公立中学校において1校ずつ太陽光発電施設を整備した。 |
| 3 調査研究・監視観測等の充実 | | | |

| (1) 調査研究の推進 | | |
|--------------------|--|---|
| 317 | ○生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。 | 環境保健センター ○有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から、過去使用されたものも含めた化学物質の環境残留性の実態把握のため、大気、水質、底質、生物のモニタリングや暴露量等の調査を実施 |
| 318 | ○環境の情報や施策の実施状況を把握し、環境の状況を総合的に評価する環境指標の開発のための調査研究を推進します。 | 環境保健センター ○奄美地域におけるPM2.5の実態を把握するため、奄美測定局においてPM2.5を捕集し、成分分析及び大気常時監視データの解析を実施 ○池田湖の水質変動機構に関する基礎データを収集し解析するため、常時監視調査時に採水層や測定項目を追加して実施 ○全国の沿岸海域における栄養塩状態の把握や貧酸素水塊発生要因に関する知見の集積を行うため、海域の物質循環に係る項目及び底層の溶存酸素量(DO)について国立環境研究所や他の地方環境研究所と共同で調査を実施 |
| 319 | ○環境の評価手法に関する調査研究や生物を利用した水質評価手法に関する調査研究等を推進します。 | 環境保健センター ○海域におけるCOD関連有機物指標の統一分析のための採水及び国の研究機関への試料提供を行うとともに、海域版BODの測定データの蓄積に努めた。 |
| 320 | ○県内外の試験研究機関との相互連携を図り、環境保全に有効な諸技術や先端的な技術の開発研究を促進します。 | 環境保健センター ○本県における酸性雨の実態を把握するため、降水成分等の調査を実施するとともに、他自治体等と共同で発生メカニズムなどについて検討 ○微小粒子状物質(PM2.5)について、他自治体と連携し情報の共有化を図るとともに、解析手法の検討や高濃度現象の解析を実施 ○全国の沿岸海域における栄養塩状態の把握や貧酸素水塊発生要因に関する知見の集積を行うため、海域の物質循環に係る項目及び底層の溶存酸素量(DO)について国立環境研究所や他の地方環境研究所と共同で調査を実施 |
| | | 森林技術総合センター ○南方系侵入害虫等に関する調査を実施 |
| | | 農業開発総合センター ○持続性の高い有機栽培技術体系の確立に向けた試験を実施 |
| | | 工業技術センター ○焼酎かすのメタン発酵槽に微量の酸素を供給することにより、メタン発酵副産物であるバイオガスから硫化水素を安価に除去する方法の開発を実施 |
| (2) 監視観測体制の充実 | | |
| 321 | ○大気や水質、化学物質、環境放射線等に関する監視体制を充実・強化します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○最終処分場や中間処理施設に係る産業廃棄物等の分析試験を実施 ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、14施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析し、ダイオキシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。 |
| | | 環境保全課 ○19か所の大気汚染常時監視測定局(鹿児島市調査分を含む。)及び大気測定車により、常時監視を行い、測定結果をホームページにおいてリアルタイムで公表した。 |
| 322 | ○PM2.5、光化学オキシダント及び酸性雨については、国等と連携を図りながら、監視観測体制を充実・強化します。 | 環境保全課 ○12か所の大気汚染常時監視測定局(鹿児島市調査分を含む。)において、PM2.5及び光化学オキシダントの常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施した。また、酸性雨については、県内4か所(鹿児島市調査分を含む。)で監視調査を実施した。 |
| | | 環境保健センター ○他自治体と連携し、情報の共有化を図るとともに、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントの高濃度現象の解析を実施 |
| 4 環境情報の整備・国際協力等の推進 | | |
| 323 | ○地球環境など環境に関する情報の収集・提供に努めます。 | 地球温暖化対策室 ○県ホームページ等を活用し、かごしまeco-net、環境学習指導者人材バンク等環境保全活動等に関する情報を提供 |
| 324 | ○毎年度作成する環境白書や県環境基本計画の進捗状況を県ホームページに掲載するとともに、分かりやすく親しみやすい環境情報を提供します。 | 環境林務課 ○令和3年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた令和4年版環境白書をホームページに掲載した。 |
| 325 | ○公共用水域や大気、騒音、振動、ダイオキシン類等の測定結果については、県ホームページに掲載します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 ○廃棄物焼却炉の排出ガス、最終処分場の地下水・放流水の測定結果をホームページ上で公開した。 |
| | | 環境保全課 ○公共用水域、大気、騒音、振動、ダイオキシン類等の測定結果を県ホームページで公表した。 |
| 326 | ○県民、事業者の自主的・積極的な環境保全活動を支援するため、県内の環境の情報を把握し、提供します。 | 環境林務課 ○令和4年版環境白書及び概要版を県のホームページに掲載した。 |
| 327 | ○ボランティアや事業者等が行う国際協力に対して、情報提供などの支援を行います。 | 国際交流課 ○JICA(国際協力機構)実施事業の広報 |
| 328 | ○環境の状況や環境保全技術について、情報収集や提供を推進します。 | 環境林務課 ○令和3年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた令和4年版環境白書をホームページに掲載した。 |
| 329 | ○屋久島や奄美大島及び徳之島の世界自然遺産としての自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。 | 自然保護課 ○屋久島町の「縄文杉」とニュージーランドの「タネマフタ」との姉妹協約締結を契機とした「日新交流支援事業」への支援は、R4年度は休止した。 ○県内大学の留学生の「留学生ホームステイ受入事業」はR4年度は中止した。 ○持続可能な開発のための教育(ESD)に取り組む屋久島町内教育機関のユネスコスクールのための活動を支援した。 |
| 330 | ○広域的な影響が考えられる光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)及び酸性雨については、国や各県と連携してモニタリングを行い、実態把握や原因の解明など、調査・研究を促進します。 | 環境保全課 ○12か所の大気汚染常時監視測定局(鹿児島市調査分を含む。)において、PM2.5及び光化学オキシダントの常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施した。また、酸性雨については、県内4か所(鹿児島市調査分を含む。)で監視調査を実施した。 |
| | | 環境保健センター ○他自治体と連携し、情報の共有化を図るとともに、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントの高濃度現象の解析を実施 |
| 5 公害紛争の適正処理 | | |
| 331 | ○公害紛争処理制度の県民への周知を図ります。 | 環境林務課 ○公害紛争処理制度について、ホームページに掲載し、県民への周知に努めた。 |
| 332 | ○公害苦情に関する情報を県民や事業者に提供します。 | 環境林務課 ○公害苦情件数について、県環境白書やホームページに掲載し、県民や事業者への情報提供に努めた。 |
| 333 | ○公害の苦情相談については、保健所等に配置されている公害苦情相談員が相談等に応じ、迅速かつ適切な解決に努めます。 | 環境林務課 ○県及び市町村の窓口へ新規に寄せられた1,463件の公害苦情について、公害苦情相談員等が相談等に対応した。 |
| 334 | ○市町村等の公害苦情担当課と連携し、迅速かつ適切な解決に努めます。 | 環境林務課 ○市町村等の公害苦情担当課と連携し、迅速かつ適切な解決に努めた。 |
| 335 | ○公害の紛争については、公害紛争処理法に基づく公害審査会において、あつせん、調停、仲裁を行うなど、迅速かつ適切な解決を図ります。 | 環境林務課 ○令和4年度は、公害審査会への申請はなかった。 |
| 6 環境に配慮した事業活動等の促進 | | |
| 336 | ○環境に配慮した事業活動等を促進するため、環境マネジメントシステムの導入や普及促進を図ります。 | 地球温暖化対策室 ○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催 |
| 337 | ○リサイクル製品の活用やグリーン購入を促進します。 | 地球温暖化対策室 ○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進 |
| 338 | ○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等に努めます。 | 地球温暖化対策室 ○環境物品の購入を「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目として定め実践行動を推進 |
| 339 | ○県中小企業融資制度(成長企業応援資金)により、事業者の省エネルギー対策等の取組を促進します。 | 中小企業支援課 ○県融資制度について、県ホームページへの掲載やリーフレットの配布等により、県民への周知に努めた。 |
| 340 | ○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県の事務・事業における温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。 | 地球温暖化対策室 ○「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーの推進、リサイクルの徹底など、日常の活動を通じた環境への負荷の削減に努め、温室効果ガスの削減を推進 |
| 第6節 環境保全に関する重点施策 | | |
| 1 屋久島環境文化村構想の推進 | | |
| 341 | ○優れた自然を守り育てるとともに次世代に引き継ぐため、国等と連携しながら世界自然遺産に登録された地域の適正な保全に努めます。 | 自然保護課 ○奄美大島・徳之島において、希少種保護・外来種対策、地元住民に対する普及啓発、自然保護上重要な地域における利用ルールの運用、「公共事業における環境配慮指針」の段階的運用等を実施した。 |

| | | | |
|------------------------------------|---|---|--|
| 342 | ○屋久島環境文化村構想の推進体制の充実を図るとともに、構想の着実な推進により、屋久島の優れた自然を活かした地域づくりに努めます。 | 自然保護課 | ○屋久島環境文化村構想を推進するため、(公財)屋久島環境文化財団が指定管理者となり屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターを管理運営し、環境学習や環境保全を推進するための事業等を実施した。(R4年度屋久島環境文化村センター入館者42,417人、研修センター入館者5,555人) |
| 343 | ○屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センターなどの屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島の自然を活かした自然体験型環境学習やエコツーリズムを安全性に配慮しながら促進します。 | 自然保護課 | ○「自然文化体験セミナー」、「ふるさとセミナー」、「研修受入事業」、「出張屋久島講座」等を実施した。 |
| 344 | ○屋久島の自然を活かしたイベントや国際交流の実施により、国内外に向けて情報を発信します。 | 自然保護課 | ○屋久島町の「縄文杉」とニュージーランドの「タナマフタ」との姉妹盟約締結を契機とした「日新交流支援事業」への支援は、R4年度は休止した。 ○県内大学の留学生の「留学生ホームステイ受入事業」はR4年度は中止した。 ○持続可能な開発のための教育(ESD)に取り組む島内教育機関のユネスコスクールのための活動を支援した。 |
| 345 | ○屋久島の自然環境の保全を図るため、関係機関と連携して自然保護の充実、さらに適正な利用促進のための特定の地域への過度の集中を避ける仕組みづくりなど適切な制度の導入の検討を進めます。 | 自然保護課 | ○国・県・町等からなる「屋久島山岳部保全利用協議会」や「屋久島町エコツーリズム推進協議会」においてエコツーリズムの推進や携帯トイレの普及等について協議した。 |
| 346 | ○屋久島の自然を守り、屋久島環境文化村構想を推進するための募金を行い、屋久島のすばらしい自然環境を保全するために活用します。 | 自然保護課 | ○(公財)屋久島環境文化財団において寄付を募り、集まった募金は財団の各種事業に充て、屋久島のすぐれた自然環境を保全するために活用した。 |
| 347 | ○屋久島の山岳におけるトイレの尿の人力搬出経費や維持管理費などに充てる世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の周知に努めます。 | 自然保護課 | ○世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金を導入し、その普及啓発について努めた。 |
| 2 奄美群島自然共生プランの推進 | | | |
| (1) 自然共生ネットワークの形成 | | | |
| 348 | ○奄美の地域資源などの「宝」を、保全・活用する施策として具体化するため、人や情報に係るネットワークを形成し課題に応じて情報の収集を行い、その情報を共有しながら合意形成を図り、連携・協力して施策を実施するよう努めます。 | 自然保護課 | ○奄美群島自然共生プランの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促した。 |
| (2) サンゴ礁と海岸の保全 | | | |
| 349 | ○サンゴ礁や海岸の生態系を保全するため、オニヒトデの駆除などの施策を関係機関と連携して推進します。 | 自然保護課 | ○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施(令和4年度オニヒトデ捕獲数 25匹) |
| (3) 希少な野生動物植物と森林の保全 | | | |
| 350 | ○アマミノクロウサギやリリカゲス、アマミシカワガエル、ヤドリコケモモなど希少な野生動物植物や奄美の森を保全するため、関係機関と連携して、重要な対象(種)と地域を関係法令や条例等により保護するとともに、生態系に重大な影響を及ぼす外来種など影響要因への対策を推進します。 | 自然保護課 | ○奄美群島希少な野生動物植物保護対策協議会(奄美大島地区、徳之島地区)を開催し、アマミノクロウサギ等のロードキル対策等について関係機関及び希少な野生動物推進員と協議するとともに、ロードキル多発箇所に防護柵を設置し、アマミノクロウサギなどのロードキル防止に努めた。 |
| (4) 身近な自然の保全 | | | |
| 351 | ○里地・里山等を保護・管理・保全するための森林整備などの施策を一体として推進します。 | 環境林務課 森林経営課 | ○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には赤土流出防止対策を指導 ○広葉樹の植栽など樹種の多様性を増進する森林整備を実施 |
| (5) 自然再生の検討 | | | |
| 352 | ○サンゴや希少な野生動物植物の生息・生育場所など、学術的又は社会的価値を有する自然が、本来の姿を失ってしまっている場合や減少、衰退しつつある場合には、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながら再生の検討を進めます。 | 自然保護課 | ○奄美群島12市町村と県で構成する奄美群島サンゴ礁保全対策協議会において、モニタリング調査や保全意識の啓発活動を実施した。 |
| (6) 環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)の推進 | | | |
| 353 | ○奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)については、過剰な利用によって「宝」が損なわれないよう配慮しつつ、資源の総合的な利用や良質な情報の提供が行われるよう努めるとともに、ガイドの育成・組織化や新たなプログラムの開発等を推進します。 | PR観光課 自然保護課 | ○沖縄県と連携し、「奄美・沖縄」公式サイトやパンフレット等で世界自然遺産エリアの魅力と合わせて、実際に訪れる際の利用ルールやマナーを広く発信した。 ○奄美群島においてエコツーリズムを推進するために、「奄美群島エコツーリズム推進協議会」等が開発された。 ○奄美群島エコツアーガイド認定制度により、エコツアーガイドの育成が図られた。 |
| (7) 奄美のブランドの創出 | | | |
| 354 | ○奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化などの「宝」が保全されていることを積極的に発信して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用します。 | PR観光課 自然保護課 | ○沖縄県と連携し、「奄美・沖縄」公式サイトやパンフレット等で世界自然遺産エリアの魅力と合わせて、実際に訪れる際の利用ルールやマナーを広く発信した。 ○奄美パークにおいて、奄美群島の優れた自然、特異な文化など、観光情報や地域情報の発信に努めた。 ○奄美群島自然共生プラン推進本部会議を開催し、プランに基づく取組状況や今後の計画について協議を実施した。 |
| (8) 自然に対する配慮の徹底 | | | |
| 355 | ○人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、地域住民自らが主体性を持った「主人公」となる必要があります。そのため、地域住民に対して「自然への配慮ガイドライン」の周知徹底を図り、自然に対する配慮を日常生活や通常の事業活動等において行うよう促進します。 | 自然保護課 | ○県希少な野生動物植物啓発パンフレットを増刷し、自然に対する配慮の普及啓発徹底に努めた。 |
| (9) 世界自然遺産登録に向けた取組 | | | |
| 356 | ○奄美大島及び徳之島の世界自然遺産登録及び登録後を見据え、世界自然遺産としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立を図る取組、気運の醸成などを国や地元と連携を図りながら進めます。 | 自然保護課 | ○希少種保護・外来種対策、地元住民に対する普及啓発、自然保護上重要な地域における利用ルールの運用、「公共事業における環境配慮指針」の段階的運用等を実施している。 |
| 3 鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進 | | | |
| (1) 鹿児島湾ブルー計画の推進 | | | |
| 357 | ○鹿児島湾の水質保全目標及び水辺環境の保全管理目標の達成維持を図るとともに、良好な水辺環境の保全管理に努めます。 | 環境保全課 | ○鹿児島湾の水質は「水質保全目標」のレベルでおおむね良好に推移。「水辺環境の保全管理目標」に係る海水浴場の調査結果は湾内7か所の海水浴場の全てが「適」又は「可」であった。 |
| 358 | ○生活排水対策、事業場等排水対策、農業・畜産排水対策及び水産養殖対策など総合的な水質保全対策を推進することにより、汚濁発生源対策を促進します。 | 環境保全課 水産振興課 農産園芸課 生活排水対策室 畜産課 | ○工場、事業場の立入検査を行い、排水基準違反に対しては、改善勧告等の行政指導を行った。 ○各種イベント等の中で鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配付を行うなど水質保全に対する意識の啓発を図った。 ○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、特設的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導 ○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに研修会を開催し、排水処理対策の徹底及び市町村等関係機関・団体の指導能力の向上を推進 ○生活排水処理施設の整備を促進 令和4年度末汚水処理人口普及率84.8% ○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施 |
| 359 | ○陸域、海域対策として、開発行為における環境への配慮を適正に行うなど環境の保全についての配慮に努めます。 | 環境林務課 | ○環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき、開発行為を行う者に対し環境影響評価が適正かつ円滑に実施されるよう審査指導を行った。 |
| 360 | ○県民に親しまれる自然海岸や干潟等については、水質浄化機能の維持・向上、生態系の保全及び住民の利用等に十分配慮しながら適切な保全管理に努めます。 | 環境保全課 | ○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会において水質調査体験セミナー等を実施した。 |

| | | | |
|---------------------------------------|---|----------------------------|---|
| 361 | 〇住民団体や県、市町等で構成する鹿児島湾水質保全推進協議会や鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会等における啓発活動等を積極的に行い、県民・関係団体・NPO・事業者等の十分な理解と協力のもとに自主的実践活動を促進します。 | 環境保全課 | 〇計画の推進に当たっては、「庁内連絡調整会議」や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾域6市2町、住民団体、事業者団体等）」を開催し、各関係機関が連携を図りながら推進した。 〇鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会（県、湾奥3市、住民団体、事業者団体）は、周辺住民とともに水質調査体験セミナー等の活動を実施した。 |
| (2) 池田湖水質環境管理計画の推進 | | | |
| 362 | 〇池田湖の水質環境保全目標及び許容汚濁負荷量の達成維持を図るとともに、良好な水質の保全管理に努めます。 | 環境保全課 | 〇池田湖の水質は、水質環境保全目標及び許容汚濁負荷量を達成し、おおむね良好な状態である。 |
| 363 | 〇畑かん注水対策、水産養殖業対策、工場・事業場対策、生活排水対策及び農業・畜産排水対策など総合的な水質保全対策を推進することにより、汚濁発生源対策を促進します。 | 環境保全課 | 〇室家濃度の高い河川からの注水管理の徹底や、間接集水域における適正な施肥の促進等により、汚濁負荷量の削減に努めた。 |
| | | 水産振興課 | 〇池田湖のコイ養殖場への定期指導等により適正養殖の指導を実施 |
| | | 農産園芸課 | 〇「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに研修会を開催し、排水処理対策の徹底及び市町村等関係機関・団体の指導能力の向上を推進 |
| | | 生活排水対策室 | 〇生活排水処理施設の整備を促進 令和4年度末汚水処理人口普及率84.8% |
| | | 畜産課 | 〇家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施 |
| 364 | 〇土地・水面利用対策として、開発行為における環境への配慮を適正に行うなど環境の保全についての配慮に努めます。 | 環境林務課 | 〇環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき、開発行為を行う者に対し環境影響評価が適正かつ円滑に実施されるよう審査指導を行った。 |
| 365 | 〇県、指宿市及び南九州市で構成する池田湖水質環境保全対策協議会等における啓発活動等を積極的に行い、県民・関係団体・事業者等に対する池田湖の水質保全に係る意識啓発に努めます。 | 環境保全課 | 〇同協議会が例年開催している普及啓発イベント「池田湖水フェスティバル」を開催した。 |
| 366 | 〇池田湖の水質保全と水利用について認識を深めるため、水質保全に係る取組・成果等の情報等を整備し、積極的な情報発信に努めます。 | 環境保全課 | 〇池田湖水質環境保全対策協議会幹事を開催し、水質保全に係る取組・成果などについての情報の交換・整備等を行った。 |
| 367 | 〇気候変動が池田湖の水質や生態系などに与える影響について評価します。 | 環境保全課 | 〇気候変動が池田湖の水質環境に与える影響については、大学や国等関係研究機関と連携し、調査・研究に取り組んだ。 |
| | | 環境保健センター | 〇気候変動が池田湖の水質に与える影響について評価の基礎資料を収集するため、常時監視調査に測定項目を追加して調査を実施 |
| 4 環境と調和した農業の推進 | | | |
| (1) 環境と調和した産地づくり | | | |
| 368 | 〇家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質な堆肥生産に努めるとともに、それらの堆肥を用いた土づくりを推進し、畜産県である本県の特徴を活かした、持続性の高い、環境と調和した農業の導入を促進します。 | 経営技術課 | 〇良質堆肥の生産と活用の推進に向けて、家畜ふん堆肥を活用した土づくりと肥料としての利用パンフレットを作成し、健全な土づくりを基本とした環境と調和した農業を推進した。 |
| 369 | 〇土壤診断に基づく肥料の適正な使用に努めるとともに、病害虫発生予防による適期・的確な防除や天敵・フェロモン等を活用した総合的な防除を進めます。 | 経営技術課 | 〇土壤診断に基づく適正な施肥指導と併せ、天敵等を利用したIPM技術の認知度向上に向けたPR活動を実施した。 |
| 370 | 〇農業用廃プラスチック類の処理については、再生処理を基本とし、地域ぐるみの回収を推進します。 | 経営技術課 | 〇農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会を中心とした、地域ぐるみの回収・再生処理を推進した。 |
| 371 | 〇健全な土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減に取り組むとともに、これらの取組に対する消費者の理解を促進します。 | 経営技術課 | 〇土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立てた農業者をエコファーマーに認定し、技術の普及や消費者への理解促進を図った。 |
| (2) 環境にやさしい畜産経営の実現 | | | |
| 372 | 〇県環境保全型畜産確立基本方針や県畜産環境保全対策指導指針に基づき、畜産農家への巡回指導、畜産経営に起因する環境汚染問題の解決を図るとともに、家畜排せつ物の有効利用を促進し、環境保全型畜産の確立を目指します。 | 畜産課 | 〇家畜排せつ物法に基づき、環境汚染の防止を図るため、家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに巡回指導や家畜排せつ物の処理技術の改善指導を実施 〇資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産クラスター事業等により、畜産農家17戸に対して家畜排せつ物処理施設等の整備を実施 |
| 373 | 〇堆肥コンクールや生産指導等による堆肥の品質向上と耕種面での利用を促進します。 | 経営技術課 | 〇家畜ふん堆肥を活用した土づくりと肥料としての利用パンフレットを作成配布し、良質堆肥の生産技術の向上を図った。 |
| (3) 農業技術の開発・普及 | | | |
| 374 | 〇化学肥料・化学合成農薬等の使用量を低減するための技術の開発を進めるとともに、これらの普及に努めます。 | 経営技術課（農産園芸課） 農業開発総合センター | 〇天敵等を利用したIPM技術の農業者への理解促進や技術の普及を推進した。 〇持続性の高い有機栽培技術体系の確立に向けた試験を実施 〇農業散布が困難な傾斜地で、ドローンによる空撮とAI判定技術により、病害虫識別・マッピング技術、山間地での薬剤散布技術の開発を共同研究で実施 |
| (4) 推進体制 | | | |
| 375 | 〇環境と調和した農業を総合的に推進するため、県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって取り組めます。 | 経営技術課 | 〇県農業環境協会など関係機関・団体と一体となって、環境と調和した農業の啓発・普及活動を実施した。 |
| 5 かがしま生活排水処理構想の推進 | | | |
| 376 | 〇かがしま生活排水処理構想に基づき、生活排水処理施設の整備を促進し、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の保全に努めます。 | 生活排水対策室 | 〇令和4年度末汚水処理人口普及率84.8% |
| 377 | 〇下水道法に基づく公共下水道の整備を促進します。 | 生活排水対策室 | 〇令和4年度末下水道処理人口普及率43.5% |
| 378 | 〇農業振興地域については、農業集落排水施設の整備を促進します。 | 生活排水対策室 | 〇農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、令和4年度末までに、10市11町2村60地区で事業に着手、うち10市11町2村の59地区で供用開始 |
| 379 | 〇漁港背後集落等については、漁業集落排水施設の整備を促進します。 | 漁港漁場課 | 〇漁業集落排水施設の整備は、平成28年度末までに7市町村13地区で事業を実施し、供用開始（令和4年度は、南さつま市坊地区で事業を実施） |
| 380 | 〇公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進します。 | 生活排水対策室 | 〇令和4年度末合併処理浄化槽人口普及率38.5% |
| 381 | 〇単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。 | 生活排水対策室 | 〇令和4年度末の浄化槽設置数における合併処理浄化槽の比率68.1% |
| 6 屋久島CO₂フリーの島づくりの推進 | | | |
| 382 | 〇地元主体の持続可能な地域づくりに向けた取組を促進します。 | 地球温暖化対策室 | 〇屋久島CO ₂ フリーの島づくりPR冊子において、地元主体の取組を紹介 |
| 383 | 〇住民や事業者における電気自動車や充電設備の普及推進を図ります。 | 地球温暖化対策室 | 〇電気自動車等試乗会を開催し、電気自動車の普及促進を図った |
| 384 | 〇島内の再生可能エネルギーを活用した、先進的な地域づくりを促進します。 | 地球温暖化対策室 | 〇水力発電を活用できる電気自動車の普及促進を図るため、急速充電設備の維持管理やPR冊子作成を行った。 |
| 385 | 〇カーボン・オフセットや電気自動車利用等を組み込んだ旅行商品の開発・販売を促進します。 | 森林経営課 | 〇事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、「かがしまエコファンด์制度」によるカーボン・オフセットの取組を推進 |
| 386 | 〇適切な森林整備の推進や木質バイオマスの利用促進を図ります。 | 森林経営課 | 〇それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林整備を実施 |
| | | エネルギー対策課 | 〇木質バイオマスエネルギー利用施設の導入を検討する事業者に対し、情報提供や助言等を実施 |
| 387 | 〇電気自動車の取組とあわせ、島の資源と人材を最大限に活用した屋久島町の木材庁舎による炭素固定化、森林吸収源として豊富な森林資源を有することなど、モデル性の高い取組等について積極的な情報発信に努めます。 | 地球温暖化対策室 | 〇島内外向けに屋久島CO ₂ フリーの島づくりPR冊子を作成 |

| 7 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 | | | |
|------------------------|---|------------------|---|
| 388 | ○これまでの制度に加え、森林経営管理法やみんなの森づくり県民税・森林環境譲与税等の新たな制度も活用し、計画的な間伐や伐採後の再造林を適切に行うとともに、地域特性や森林資源の状況などを踏まえ、針広混交林化や広葉樹林化など、多様で健全な森づくりを推進します。 | 環境林務課 森林経営課 | ○森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、森林・林業に関する学習や体験活動への支援、森林環境教育の推進、自治会やNPO、企業などが行う森林づくりへの支援、木の良さを学ぶ「木育」の実施や木造施設の整備等への支援を実施 ○森林環境の保全を図るため、再造林や間伐等の森林整備を支援するとともに、雑木竹林やマツ枯損木の伐採整理などの対策を促進 ○森林経営管理制度に取り組み市町村を支援するとともに、森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組について指導・助言を実施 ○多様で健全な森づくりを推進するため、立地条件や地域特性を踏まえ、広葉樹林や針広混交林、長伐期林等へ誘導する施策のほか、人工造林や下刈等を実施 |
| 389 | ○機能が低下した保安林において、治山事業等による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の推進を図ります。 | 森づくり推進課 | ○治山事業により11.95haの造成・維持管理を実施 |
| 390 | ○シカ等の野生鳥獣や松くい虫等による森林・林業被害を防護柵の設置等により防止します。 | 森林経営課 森づくり推進課 | ○シカ等による森林・林業被害を防止するため、防護柵(78,129m)を設置 ○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布651ha、地上散布140ha、伐倒駆除等281㎡を実施 |
| 391 | ○間伐等に伴う林地残材や製材工場の残材等について、木質バイオマス発電やボイラー燃料等、エネルギーとしての有効活用を促進します。 | かごしま材振興課 | ○未利用材、低質材及び製材工場の残材等について、木質バイオマス発電燃料としての利用促進を図った。 |
| 392 | ○温室効果ガス排出量の全部又は一部を森林整備等による吸収量でオフセット(埋め合わせ)するカーボン・オフセットの取組を推進します。 | 森林経営課 | ○事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、「かごしまエコファンด์制度」によるカーボン・オフセットの取組を推進 |
| 393 | ○企業やNPOなどの団体が取り組む森林活動による二酸化炭素吸収量等を認証し、貢献度を「見える化」することにより、企業等による地球温暖化防止策をさらに促進します。 | 森林経営課 森づくり推進課 | ○「かごしまCO ₂ 吸収量等認証制度」により、企業等が自ら行う森林整備活動に伴うCO ₂ 吸収量等を認証し、企業や団体等における地球温暖化対策の取組を推進 ○森林づくりへの参画を希望する企業に対し、企画・立案等の助言・指導を実施(12社) |
| 8 地球環境を守るかごしま県民運動の推進 | | | |
| (1) 県民運動推進体制等 | | | |
| 394 | ○県民運動については、「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」により推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「地球環境を守るかごしま県民運動推進大会」を開催し、県民運動の更なる展開を図った。 |
| 395 | ○「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、地球温暖化に関する普及啓発や情報提供などに取り組めます。 | 地球温暖化対策室 | ○平成16年6月に指定された、本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心として、HPや各種イベントでの情報提供などを実施 |
| 396 | ○地域や企業・団体等において、普及啓発や指導・助言を行う「地球環境を守るかごしま県民運動推進員」や「地球温暖化防止活動インストラクター」による県民運動の展開を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○企業、民間団体、行政の160団体が構成団体である「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」総会等の開催 |
| (2) 県民運動の展開 | | | |
| 397 | ○「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、県民・事業者への理解の促進、気運の醸成を図ります。 | 地球温暖化対策室 | ○カーボンニュートラルについて県民や事業者の理解を深め、地球温暖化対策に関する気運醸成を図るため、CMやチラシ等による広告やイベントを開催した。 |
| 398 | ○毎年度、重点行動項目を設定し、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、電気、水、燃料使用量の削減、廃棄物の減量化やリサイクル等重点行動項目を定めて運動を推進 |
| 399 | ○地球環境問題への理解と認識を深めるとともに、県民運動の推進を図るため、県民運動推進大会を毎年開催します。 | 地球温暖化対策室 | ○「地球環境を守るかごしま県民運動推進大会」については、6月30日に開催し、172名が参加 |
| 400 | ○毎月5日を「エコライフデー」に設定し、電気・水・燃料などの省エネ活動やエコドライブの取組を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「地球環境を守るかごしま県民運動」においてエコライフデーを定め、月別のテーマに沿った実践活動を促進 |
| 401 | ○省エネ活動やエコドライブへ取り組む、「CO ₂ ダイエット作戦」を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○エコスタイル(クールビズ・ウォームビズ)等に取り組む事業所(CO ₂ ダイエット宣言事業所)の募集・登録を行い、宣言事業所に対して地球温暖化防止に係る情報提供等を実施 |
| (3) かごしま環境パートナーズ制度の推進 | | | |
| 402 | ○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づき協定の締結をさらに推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づき、協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進 15企業17事業所(R5.3末時点) |
| 403 | ○協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進 |
| 404 | ○県ホームページを活用した取組の普及啓発に努めます。 | 地球温暖化対策室 | ○県ホームページや県政広報番組を活用し、取組の普及啓発を実施 |
| 9 再生可能エネルギー導入の促進 | | | |
| 405 | ○森林、畜産、温泉など、本県の多様で豊かな資源を最大限活用し、自然環境に配慮しつつ、再生可能エネルギーの導入を促進します。特に、自然条件によらず安定した発電が可能な小水力やバイナリー方式による地熱、バイオマスについて、積極的に導入を促進します。 | エネルギー対策課 | ○安定的な発電が期待できる再生可能エネルギー(家畜排せつ物によるメタン発酵ガス化発電等)の導入に必要な実証事業計画の作成を実施 ○安定的な発電が期待できる再生可能エネルギー(小水力発電)の導入に必要な導入可能性調査への助成を実施 |
| 406 | ○離島を含め、蓄電池等を活用した地産地消型再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、エネルギーの自給率の向上や非常時のエネルギー確保、雇用の創出による地域の活性化を図ります。 | エネルギー対策課 | ○自立・分散型エネルギー導入支援事業による、蓄電池や再生可能発電設備導入に対する補助の実施 ○本県の地域特性を活かしたエネルギーをシェアするまちづくりを実現するため、県有施設2箇所を対象に実証計画を作成 ○小規模離島を対象に、電力需給状況や再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査、コスト面や技術面での課題整理を行い、将来的な再生可能エネルギー主力電源化に向けたモデルプランを作成 |
| 407 | ○県有施設や県が整備する公共施設、公共土木事業等において再生可能エネルギーの導入に努めます。 | エネルギー対策課 | ○離島の県有施設を対象に、太陽光発電システムの導入に向けた調査・検討を実施や本県の地域特性を活かしたエネルギーをシェアするまちづくりを実現するため、県有施設2箇所を対象に実証計画を作成 |
| 408 | ○市町村が行う再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギーの導入計画の策定に対し、助言や情報提供等を行います。 | エネルギー対策課 | ○市町村担当者会議などを通じた情報提供を実施 |
| 409 | ○県内の企業、大学、研究機関等と連携し、再生可能エネルギー産業の育成を図ります。 | エネルギー対策課 | ○企業が行う実証試験が、円滑に実施されるよう支援を実施 ○各種協議会を通じ、企業や大学、研究機関等と連携 |
| 410 | ○農林水産業や観光業との連携により、再生可能エネルギーの新たな産業の創出や地域の振興を促進します。 | エネルギー対策課 | ○畜産バイオマスエネルギーの導入を促進するため、地域の関係者を対象に説明会を開催し、理解促進を図った。 |
| 411 | ○市町村や事業者による地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、研修会の開催などを通じた情報提供など各種支援を行います。 | エネルギー対策課 | ○水素・再生可能エネルギー導入フェアや市町村担当者会議などを通じた情報提供を実施 |
| 412 | ○県民や事業者の再生可能エネルギーに対する関心や理解を深めるため、イベント等の開催や各種広報媒体等を活用し、再生可能エネルギー導入の意義や必要性、導入方法、エネルギーの地産地消による地域の活性化等に関する情報発信に努めます。 | エネルギー対策課 | ○県ホームページ等を活用した普及啓発を実施 ○本県の水素・再生可能エネルギーの施設や取組を紹介するパンフレットや動画を作成し、情報発信を実施 |
| 413 | ○事業者に対して、再生可能エネルギーの導入に関する助言を行うとともに、自然環境や地域との調和に配慮した取組を推進するため、関係法令や資源エネルギー庁が制定した「事業計画策定ガイドライン」等の遵守について指導を行います。 | エネルギー対策課 | ○各自治体の取組やトラブル事例について情報共有及び意見交換、適正な事業実施に関する先進的な事例の紹介等を行う、市町村担当者会議を実施した。 |
| 414 | ○再生可能エネルギーの導入促進や再生可能エネルギー関連産業の振興を図るため、産学官連携のもとに必要な調査研究を促進します。 | エネルギー対策課 | ○令和4年度は実施事業なし |
| 415 | ○水素社会の実現に向けた県民の理解促進、水素・燃料電池関連製品等の普及促進、再生可能エネルギー由来の水素製造に向けた基盤づくりを行います。 | エネルギー対策課 | ○自立・分散型エネルギー導入支援事業によるFCV購入補助の実施 ○離島における水素サプライチェーンの検討 ○水素エネルギー活用促進検討協議会の開催 ○水素・再生可能エネルギーフェアの開催 |
| 10 環境共生住宅の普及促進 | | | |
| 416 | ○環境共生住宅に関する情報の一元的・体系的な提供に努めます。 | 住宅政策室 | ○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供 |

| | | | |
|---|--|----------------------------|---|
| 417 | ○一般住宅の高断熱化やLEDを使用した省エネルギー機器、太陽光発電システム、高効率給湯器の導入を促進します。 | 住宅政策室 | ○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供 |
| 418 | ○環境に配慮した資材の利用や屋上緑化等を促進します。 | 住宅政策室 | ○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供 |
| 11 ごみ減量化・リサイクルの推進 | | | |
| (1) 普及啓発活動の展開 | | | |
| 419 | ○県民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、廃棄物の減量化など環境に対する負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催し、ごみ減量化やリサイクルの取組を推進するとともに、県ホームページで普及啓発を実施 |
| 420 | ○産業廃棄物の適正処理について県民の理解を深めるための啓発に努めるとともに、産業廃棄物に関する情報を積極的に提供します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物適正処理講習会等の講習会において、排出事業者・処理業者を対象とし、廃棄物処理法等に基づいた適正処理について説明 |
| (2) 循環システムの構築 | | | |
| 421 | ○容器包装リサイクル法に基づき、各市町村が策定した市町村分別収集計画により、ペットボトルやアルミ缶などのリサイクルを促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○県内の各市町村が、容器包装リサイクル法に基づき策定した第9期分別収集計画により分別を行い、リサイクルを促進 ○県内の各市町村が、容器包装リサイクル法に基づき第10期分別収集計画を策定 |
| 422 | ○リサイクル製品の積極的な活用のほか、今後進められるバイオプラスチックへの代替促進に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○「かごしま認定リサイクル製品」認定制度を実施したほか、バイオマスプラスチック導入拡大に向けた国の施策等の情報収集を実施 |
| 423 | ○家電リサイクル法に基づき、テレビ、エアコンなど対象家電品目が適正なルートで回収され、リサイクルが促進されるよう県民や事業者に対する普及啓発を図ります。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○家電リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減等について国に要望 ○小型家電リサイクル法の円滑な実施のため、市町村に対し、情報提供や必要な助言を実施 |
| 424 | ○自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理やリサイクルを促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○自動車リサイクル法の円滑な実施を図るとともに、離島からの海上輸送費の8割を助成する離島対策支援事業（公財）自動車リサイクル促進センターの円滑な運用を促進 |
| 425 | ○将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化を促進するとともに、地域の特性や必要に応じた一般廃棄物処理施設の計画的・総合的な整備を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、広域的な廃棄物処理施設の整備を促進 ○「鹿児島県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定 |
| 426 | ○多量の産業廃棄物を排出する事業者に対して、産業廃棄物の減量化やリサイクルを含む処理計画の作成を義務付けることにより、事業活動における廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物の多量排出事業者（年間1,000トン以上を排出）の145事業所及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50トン以上を排出）の28事業所が処理計画を策定 |
| 427 | ○建設廃棄物等のリサイクルを促進するため、推進体制を整備し、建設工事発注者と受注者にそれぞれ適切な役割分担を求めるとともに、解体工事業者等に対して適正処理について指導します。 | 技術管理室 | ○建設業者を対象に行っている研修の中で、建設リサイクル法の概要等を説明し、適正処理を指導 |
| (3) 資源循環関連企業の立地促進、減量化・リサイクルに関連する情報提供や調査研究等 | | | |
| 428 | ○資源循環関連企業の立地を促進するとともに、県内の企業や研究機関における廃棄物の減量化やリサイクルに関連する調査研究を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 産業立地課 | ○産学官連携による懇話会を開催し、リサイクルに係る先進的な取組事例を紹介し、処理技術の向上を支援するとともに、処理技術等を導入しようとする事業所に、学識経験者をアドバイザーとして派遣し、技術指導等を実施 ○環境・新エネルギー関連企業の立地に向け誘致活動を展開 |
| 429 | ○県内で発生する廃棄物のリサイクル等を推進する資源循環関連企業の立地・育成を促進します。 | 廃棄物・リサイクル対策課 産業立地課 | ○産業廃棄物のリサイクル技術等の向上や産業廃棄物処理業者の排出抑制やリサイクルに対する取組への支援を実施 ○環境・新エネルギー関連企業の立地に向けた誘致活動や県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援を展開 |
| 12 資源循環による持続可能な地域づくりの推進 | | | |
| 430 | ○SDGsの環境に関わるゴールについて、環境施策による取組の県内事例の情報を収集するとともに、提供する体制の整備に努めます。 | 環境林務課 | ○情報の収集、提供体制の整備に努めた。 |
| 431 | ○県ホームページを活用した事例の普及啓発に努めます。 | 環境林務課 | ○県内における事例について、ホームページで紹介した。 |
| 432 | ○国等と連携し、SDGsの環境に関わるゴールや地域循環共生圏づくりに関する研修会などを通じた情報提供等により、地域における取組を促進します。 | 環境林務課 | ○市町村を対象とした説明会において、県内における事例の紹介と制度の案内を実施 |
| 13 環境教育等行動計画の推進 | | | |
| (1) 多様な体験活動の推進 | | | |
| 433 | ○年齢や発達段階に応じて、児童生徒等が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、各種施設や地域社会の資源等を活用し、自然体験や生活体験等の多様な体験活動を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「学ぶ環境体験学習塾」において、7か所計197人が参加 ○「体験活動の場の活用」において、1地区3回環境学習プログラムを行った。 |
| 434 | ○学校においては、各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習やリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及びESDの視点を取り入れた環境教育の充実・推進を図ります。 | 地球温暖化対策室 義務教育課 高校教育課 | ○「体験活動の場の活用」において、1地区3回環境学習プログラムを行った。 ○教科や総合的な時間等、特別活動などの授業における学習やリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及びESDの視点をふまえた環境教育がなされるよう研修会や諸会議等で指導 ○教科や総合的な探究の時間等で行う環境教育を推進できるよう、学校への各種情報の提供や教職員の研修の機会を提供 |
| 435 | ○家庭・地域社会においては、環境ワークショップや再生可能エネルギー工作教室等を実施し、学んだことを家庭で試したり地域で実践したりすることで、家庭や地域での学びを促進します。 | 地球温暖化対策室 エネルギー対策課 | ○「学ぶ環境体験学習塾」において、7か所計197人が参加 ○令和4年度は実施事業なし |
| 436 | ○「かごしまこども環境大臣」の任命等を通じ、子どもに対する環境への意識高揚に努めます。 | 地球温暖化対策室 | ○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生9名を、こども環境大臣に任命 ○こども環境大臣サミットを12月26日に開催、かごしまこども環境宣言2022を作成 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加 |
| 437 | ○環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため、屋久島環境文化村中核施設（屋久島環境文化村センター、屋久島環境文化研修センター）、県環境保健センター、奄美野生生物保護センター、屋久島世界遺産センター、環境学習施設、大学等教育機関、事業者、民間団体等の相互連携を推進します。 | 地球温暖化対策室 自然保護課 | ○「学ぶ環境体験学習塾」、「体験活動の場の活用」等とおして、相互連携を推進した。 ○奄美野生生物保護センターと共催し、身近な自然やその保全への関心を高めるため群島内児童生徒から作品を募り、自然をテーマとした絵画展「第23回やせいのいきもの絵画展」を開催し、環境教育・環境学習の場の提供を行った。 |
| 438 | ○世界自然遺産の屋久島や世界自然遺産への登録を目指す奄美大島及び徳之島においては、世界に誇る身近な地域の自然について、ESD実践の場として活用を促進するとともに自然・文化体験セミナーの開催等を通じて、児童生徒等が理解を深める体験的な学習の充実を図ります。 | PR観光課 地球温暖化対策室 自然保護課 | ○観光サイトにおいて、屋久島や奄美の教育旅行体験学習素材を情報発信。 ○「学ぶ環境体験学習塾」において、7か所計197人が参加 ○「自然・文化体験セミナー」、「ふるさとセミナー」、「研修受入事業」、「出張屋久島講座」等を実施した。 ○持続可能な開発のための教育（ESD）に取り組む屋久島町内教育機関のユネスコスクールのための活動を支援した。 |
| 439 | ○地域ESD活動推進拠点と連携し、様々な場や主体におけるESD活動による環境教育を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「体験活動の場の活用」において、1地区3回環境学習プログラムを行った。 |
| (2) 協働取組の推進 | | | |
| 440 | ○事業者、NPO等の多様な主体と連携し、対等な立場で、相互に協力して行う、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育に関する効果的な協働の取組を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○「学ぶ環境体験学習塾」、「体験活動の場の活用」等とおして、相互連携を推進した。 |
| 441 | ○県民や企業等が行う道路・河川・海岸・港湾等の清掃・美化などのボランティア活動について、市町村と連携しながら支援することにより、地域環境の保全に対する意識の向上を図るとともに共生協働による活力ある地域づくりを推進します。 | 地域政策課 道路維持課 | ○錦江湾の環境保全を図るとともに、県民の錦江湾の環境に対する関心を高めるため、湾岸各地で海岸清掃活動を実施 ○道路美化、清掃活動等を行うボランティア団体や個人の方に支援を行う「ふるさとの道サポーター推進事業」を実施。（977団体、22,419人が活動。（R5.03.31現在）） ○県政広報番組やポスター掲示で普及・啓発を行った。 |

| | | | |
|----------------------|---|----------|--|
| | | 河川課 | ○河川・海岸の美化活動を行う地域の自治会やボランティア、NPO等に支援を行う「みんなの水辺サポート推進事業」を実施。(1,014団体、29,224人が活動。(R5.03.31現在)) ○県政広報番組やポスター掲示で普及・啓発を行った。 |
| | | 砂防課 | ○砂防施設等の美化、清掃活動等を行うボランティア団体や個人の方に支援を行う「ふるさと砂防サポート推進事業」を実施。(89団体、1,663人が登録。(R5.03.31現在)) ○ポスター掲示で普及・啓発を行った。 |
| | | 港湾空港課 | ○県管理の港湾や海岸の清掃・美化活動を行う地域の自治会、ボランティア団体等に対して清掃・美化活動経費に対する補助や、ボランティア活動保険料等に対する助成などを行った。 (40団体、828人が活動。(R5.03.31現在)) |
| (3) 指導者の育成・活用 | | | |
| 442 | ○環境教育を効果的に進めるため、教職員の資質・能力の向上、地域社会等における環境教育の指導者の育成・確保、活用を推進します。 | 地球温暖化対策室 | ○人材バンクに26人登録し、県ホームページで公開 (R5.3末時点) |
| 443 | ○学習指導要領に基づき、ESDの視点に立って、世界自然遺産や日本ジオパーク、ラムサール条約登録湿地、自然公園等、地域の自然・文化等を総合的に活用した環境教育を推進し、教職員の実践力の向上に努めます。 | 義務教育課 | ○ESDの視点に立ち、地域の自然・文化等を総合的に活用した環境教育の推進及び教職員の実践力の向上 ①教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催 ②県指定「環境教育」研究協力校での研究及び実践 |
| | | 高校教育課 | ○教科や総合的な探究の時間等で行う環境教育として、地域の特性を活かした学習がなされるよう研修会等で指導 |
| 444 | ○環境学習指導者人材バンクの充実及び活用促進を図り、自主的な環境学習を促進します。 | 地球温暖化対策室 | ○人材バンクに26人登録し、県ホームページで公開 (R5.3末時点) |
| (4) 情報提供の充実 | | | |
| 445 | ○県民の自主的・積極的な環境保全活動を支援するため、環境教育に関する様々な情報を収集・整理するとともに、県民が環境に関する正確な情報やイベント情報等を必要なときに必要な形で入手できるよう、情報提供の充実を図ります。 | 地球温暖化対策室 | ○県ホームページ等を活用し、かごしまeco-net、環境学習指導者人材バンク等環境保全活動等に関する情報を提供 |

4 鹿兒島県環境審議会委員名簿

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

| 部会 | 氏名 | 役職等 | 備考 |
|--------|----------------------|--------------------------------|-------|
| 大気環境部会 | 桶谷 薫 | 公益社団法人鹿兒島県医師会 副会長 | |
| | 志村 正子 | 鹿屋体育大学 名誉教授 | 部会長代理 |
| | 田之上 耕三 | 鹿兒島県議会議員 | |
| | 根建 洋子 | 公募委員 | |
| | 東垂水末義 | 鹿兒島県生活協同組合連合会 専務理事 | |
| | 平野 一哉 | 弁護士 | |
| | 山ノ内ひさえ | J A 鹿兒島県女性組織協議会 委員 | |
| | 吉留 俊史 | 鹿兒島大学学術研究院理工学域工学系 准教授 | 部会長 |
| 水環境部会 | 荒田真知子 | 環境計量士(濃度) | |
| | 岩倉ひろみ | 公益社団法人鹿兒島県薬剤師会 常務理事 | |
| | 岡野 勝 | 第十管区海上保安本部 警備救難部長 | |
| | 笠井 雅広 | 国土交通省九州地方整備局 企画部長 | |
| | 迫 美代子 | 公募委員 | |
| | ○ 富安 卓滋 | 鹿兒島大学学術研究院理工学域理学系 教授 | 部会長 |
| | 前田 広人 | 鹿兒島大学 名誉教授 | 部会長代理 |
| 横川由起子 | 鹿兒島大学学術研究院理工学域理学系 講師 | | |
| 自然環境部会 | 鶴川 信 | 鹿兒島大学学術研究院農水産獣医学域農学系 准教授 | |
| | 奥山 正樹 | 鹿兒島大学南九州・南西諸島域イノベーションセンター 特任教授 | 部会長 |
| | 小栗 有子 | 鹿兒島大学法文学部 准教授 | |
| | 禧久伸一郎 | 鹿兒島県議会議員 | |
| | 塩谷 克典 | 株式会社九州自然環境研究所 野生動物保護管理室顧問 | |
| | 浜本 奈鼓 | NPO法人くすの木自然館 理事 | |
| | 宮部 芳照 | 公募委員 | |
| | 宮本 旬子 | 鹿兒島大学学術研究院理工学域理学系 教授 | |
| | 山本 智子 | 鹿兒島大学水産学部 教授 | 部会長代理 |
| 鳥獣部会 | 木場由美子 | 鹿兒島県農業委員会女性委員の会 会長 | |
| | 立山 芳輝 | 公募委員 | |
| | 中園 功一 | 一般社団法人鹿兒島県猟友会 会長 | 部会長代理 |
| | 野村 輝明 | 鹿兒島県森林組合連合会 代表理事専務 | |
| | 東 清剛 | 鹿兒島県議会議員 | |
| | 藤田 志歩 | 鹿兒島大学共通教育センター 教授 | |
| | ◎ 舩越 公威 | 鹿兒島国際大学 名誉教授 | 部会長 |
| | 前田 恵子 | 鹿兒島県漁協女性連合会 会長 | |
| 温泉部会 | 大迫 茂子 | NPO法人鹿兒島県地域女性団体連絡協議会 会長 | |
| | 川端 訓代 | 鹿兒島大学共通教育センター 准教授 | |
| | 坂元 隼雄 | 鹿兒島大学 名誉教授 | |
| | 中原 國男 | 公益社団法人鹿兒島県観光連盟 副会長 | |
| | 西野友季子 | 鹿兒島県ホテル旅館生活衛生同業組合 組合員 | |
| | 塗木 弘幸 | 南九州市長(鹿兒島県市長会) | 部会長代理 |
| | 前野 昌徳 | 鋳業技師 | |
| | 村野 俊作 | 鹿兒島県議会議員 | 部会長 |
| | 森尾 成之 | 鹿兒島大学法文学部 教授 | |

◎ 会長 ○ 副会長

5 鹿児島県公害審査会委員名簿

(任期：令和3年12月24日～令和6年12月23日)

| 役職名 | 氏名 | 職名 |
|------|--------------------|---------------------|
| 会長 | なかぞの さだひろ 中園 貞宏 | 弁護士 |
| 会長代理 | やまもと ともこ 山本 智子 | 鹿児島大学水産学部教授 |
| 委員 | いずみ たけおみ 泉 武臣 | 弁護士 |
| | おおにし ひろゆき 大西 浩之 | 鹿児島県医師会副会長 |
| | おぐり ゆうこ 小栗 有子 | 鹿児島大学法文学部准教授 |
| | おけたに かおる 桶谷 薫 | 鹿児島県医師会副会長 |
| | しまづ ただひろ 島津 忠裕 | 鹿児島経済同友会副代表幹事 |
| | とみみつ やすふみ 富満 康史 | 弁護士 |
| | よこがわ ゆきこ 横川 由起子 | 鹿児島大学学術研究院理工学域理学系講師 |